

令和4年6月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6月23日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和4年6月23日〔木曜日〕午前9時28分開議

本日の会議に付した案件

議案第45号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育部

こども未来部

の所管に属する歳出

議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳出

出席委員（6名）

委員長 片山裕之君 副委員長 石原資泰君

委員 宮地友治君 委員 掛布まち子君

委員 宮田達男君 委員 岡本英明君

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議長 堀元君 議員 鈴木貢君

議員 野下達哉君 議員 古池勝英君

議員 牧野圭佑君 議員 中野裕二君

議員 大藪豊数君 議員 長尾光春君

議員 田村徳周君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君 副主幹 前田昌彦君

主任 駒田寛明君

主任 岩田智史君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

健康福祉部長 松本朋彦君

教育部長 梅本孝哉君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝瀬隆志君

健康づくり課長兼保健センター所長 中山英樹君

健康づくり課主幹 古川雄一君

健康づくり課副主幹 加藤あかね君

健康づくり課副主幹 脇田亜由美君

保険年金課長 三輪崇志君

保険年金課主幹 鈴木勉君

保険年金課副主幹 三浦理恵君

生涯学習課長兼少年センター所長 可児孝之君

生涯学習課副主幹 安藤裕美君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中村雄一君

スポーツ推進課主幹 稲波克純君

保育課指導保育士 真野桂子君

保育課主幹 梶田博志君

保育課副主幹 中山享哉君

都市整備部長兼危機管理監

野 田 憲 一 君

○委員長 すみません。時間が少し早いですけれども、皆さんそろいましたので始めたいと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

おはようございます。

本市の新型コロナウイルスの新規感染症数が日々 1 桁ということで、いつときから比べると大分落ち着きを見せております。これはワクチンの接種事業をはじめとした、この委員会に関係する皆様の努力のおかげだと感謝しております。

ただ、ゼロではないので、1 桁なんですけれども、気を引き締めてこれからも日々ゼロの日が続くように頑張っていっていただきたいと思っております。

本日の内容に関して、新聞紙上をにぎわしている内容もございますが、いずれも重要な内容となりますので、本当に慎重な御審議のほうをお願いし、私からの挨拶といたします。以上です。

続きまして、市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 9 日に 6 月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜りありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長はここで公務のため退席されます。

それでは、本日の委員会の日程ですけれども、付託されております議案第 45 号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてをはじめ 3 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 31 分 休 憩

午前 9 時 34 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第45号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第45号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第45号について御説明申し上げますので、議案書の49ページをお願いいたします。

令和4年議案第45号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

50ページには江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を、51ページから53ページには条例案の新旧対照表を、54ページには江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを掲げております。補足説明はござ

いません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　医療分と後期高齢者支援分の限度額を合計で3万円引き上げるということなんですけれども、介護納付金分を含めると、介護納付金分は引き上げがなくて3要素の合計で限度額いっぱいだと102万円という大変な額の国保税の限度額になると思いますが、これは法定限度額いっぱいに江南市も引き上げるという内容だと思うんですけれども、県内の自治体の中で、法定限度額より低い限度額を設定している自治体というのはあるんでしょうか。

○保険年金課長　令和4年度の県内37市の状況でございますけれど、江南市と同じく6月定例会に改正を行っているところもございますので、そのところを考慮して申し上げますと、江南市を除く県内37市のうち、33市が江南市と同じように102万円の上限となっております。あと残りの4市が上限まで行っていませんけれど、令和5年度に引き上げる予定ということをお聞ひしております。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　本会議場での三輪議員の議案質疑の答弁をお聞きしていて、ちょっと聞き逃したところもあるかもしれないんですけれども、もう一度確認のためにお聞きしたいんですけれども、いわゆる江南市がいつもモデルケースとして設定されていらっしゃる40代、30代の御夫婦、小学生2人の世帯でもって、この限度額いっぱいまで到達する所得というのをもう一度教えてください。

○委員長　時間がかかりますか、大丈夫ですか。

○保険年金課長　すみません。ちょっと時間を使いまして申し訳ございませんでした。

令和4年に限度額102万円に達する世帯の所得金額ということのお尋ねだったと思いますけれど、令和3年度の状況でお答えさせていただきますと、医療分に関しましては所得が878万4,000円、支援分に関しましては722万2,000円が限度額に達する世帯となります。

○掛布委員　今のは課税所得というふうに、国保税の課税所得がということ

でよろしいですか。

○保険年金課長　　そうですね。

○掛布委員　　令和3年度の状況でいくとということになると、令和3年から令和4年度は国保税の値上げが入っておりますので、そうすると、令和4年度で限度額まで行くモデルケースの世帯の課税所得というのは、もっと低くなるというふうに理解すればよろしいですか。

○保険年金課長　　今の説明のほうをちょっと訂正させていただきたいと思いますが、令和3年度の状況と令和4年度の状況は税率は違いますけれど、先ほどの答弁は令和4年度の税率でお答えさせていただきましたので、令和4年度の税率であれば、医療分が878万4,000円、支援分であれば722万2,000円が限度額となる世帯となります。

○委員長　　ほかに質問はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時41分　　休　憩

午前9時42分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育部

こども未来部
の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第45号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、教育部、こども未来部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、こども未来部保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

〔「47号、今45と言った」と呼ぶ者あり〕

○委員長 45と言いましたか、私。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 訂正します。議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）の第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、教育部、こども未来部の所管に属する歳出を議題といたしますという形です。ごめんなさい。最初にこども未来部保育課について審査という形ですね。訂正します。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管の該当箇所について御説明をさせていただきます。

歳出につきましては、64ページ、65ページの下段、3款2項2目保育費、補正予算額は401万3,000円でございます。

内容につきましては、65ページの説明欄をお願いいたします。

保育園保育等事業の新型コロナウイルス感染症対策事業は、360万8,000円の補正をお願いするものでございます。

その下、保育園施設維持運営事業の保育園施設維持事業は、40万5,000円の補正をお願いするものでございます。

参考といたしまして、補正予算説明資料の7ページに位置図を掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　中央保育園の送迎用の駐車場のことについてお聞きしたいと思います。

本会議場でも議案質疑があったんですけれども、やはりこのままでは、実際に駐車場となった場合に子供たちの安全上、非常にちょっと心配な点が多いかなと思います。市として考えられている駐車場、送迎関係の安全対策というのをまとめて説明いただきたいと思います。

○保育課主幹　中央保育園の送迎用駐車場の安全の確保の対策ということでの御質問ということで、まず駐車場に出入りする出入口付近が、駐車場の出入口の前の道路のほうも狭いということがございますことから、そちらのほうは保護者の方々の御協力を得まして、一方通行というような形で送迎をしていただきたいということを考えております。

また、駐車場付近の道路状況も狭いということになりますので、駐車場の内部の一部を待機場として活用させていただくことによりまして、駐車場内での擦れ違いを安全に行っていただくような形で想定させていただきたいと思います。

また、見切りが悪いというような御指摘もいただいておりますので、その辺り、例えばカーブミラーですとか、一部のフェンス付近の目隠しを撤去するなど、そういったことは適宜現場を再度確認しつつ、一番適切な安全対策が取れるような方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○掛布委員　ありがとうございます。

一方通行にされるというのは、どちらからどちらの一方通行ということなんでしょうか。広い道路に向けて出ていくほうを一方通行にされるのか、逆なのかというのは。

○保育課主幹　まだ決定ということではございませんけれども、現在検討しておりますのは、広い道に向けまして一方通行、なので奥から入っていただいて広い道へ抜けていただくというようなイメージで考えております。

○掛布委員 勝手に一方通行にはできないわけなので、警察との協議もあって、駐車場は7月オープン予定であり時間がないんですけれども、オープンと同時にそういった交通規制を変えるということは可能なんでしょうか、カーブミラーも含めてですけれども。

○保育課主幹 申し訳ありません。一方通行というお話をさせていただきましたのは、送迎をされる保護者の方に一方通行で送迎をお願いさせていただくという形になりますので、やはり交通規制というようなお話になりますと、なかなか市役所だけでは難しいお話にもなりますので、特に集中されるのが保護者の方の送迎だと思います。そちらを双方向で行うのではなく、一方通行で送迎をしていただくという御理解でお願いさせていただきたいと思えます。

また、カーブミラーというお話をさせていただいたんですけれども、実際に道路に設置されているカーブミラーというものをイメージされているかもしれませんが、簡易の例えばホームセンターとかで売っているようなミラーを設置するというのも検討の中には入れておりますので、そういったところも含めて対策のほうは考えていきたいと思っております。

○掛布委員 この中央保育園の送迎用の車の出入りが危険ということで、多分、ほかの保育園でも同様のところもあると思うんですけれども、職員の方、特に管理職の方などが早く出て、安全のために交通整理をしなければいけないというような、帰りの時間もそうだと思うんですけれども、そういう状況になっていて、特に中央保育園の場合は、自転車で送迎の方の子供たちの出入口が、通行する狭い道路ですね。車が通り抜けていく道路と全く同じで面していますので、本当に危ないなと私も思っておりましたので、くれぐれも安全対策をしっかりと、落ち度のないようお願いしたいというのと、もう一点ですけれども、ほかにも同様の保育園が、ちょっと議案とは外れるんですけれどもあるのではないかなあ。一つ一つ解消していただくというような方針はお聞きしているんですけれども、ほかにも即刻解消しなければいけないと考えている保育園はどこなのか、分かれば教えていただきたいです。

○保育課主幹 即刻解消というところでは、なかなか難しいところにはなるんですけれども、やはり駐車場問題で苦情を江南市のほうへいただいている

保育園もございます。例えば布袋北保育園でございますとか、あと駐車場がないところだと藤里保育園、こういったところも送迎の際に、少し御意見をいただいたりということがあったりします。

あと、門弟山保育園につきましては、以前は苦情をいただいていたんですが、今学校の中に駐車場を確保させていただいたとかということで対応ができてきているところもありますので、今後、そういった対応ができるところを探しつつ、実際に駐車場を確保できるとなったときには、安全の確保に努めながら駐車場のほうを整備していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長　ほかに質疑はありますか。
- 宮地委員　中央保育園の駐車場の件でちょっと聞きたいんですけども、今一方通行ということで関係者だけ、送迎の方だけとなると、やはり一般の人はそれが分からないからトラブルの元になるから、そういう点はどういう対応をしていくんですか。私から思うとちょっと私物化、道路の。私物化し過ぎるというふうに私は取るんですけど、やはり一方通行なら一方通行で警察の許可を取って、地元の住民の方の、角に1軒だけかな、たしか、民家は。あとは出入りしているところは多分ないと思うんですけども、やはり住民の許可を取って一方通行にされたほうがトラブルがなくなるんじゃないかなと思うんですけど、その点については、あくまで保護者の送迎をされる方の一方通行をお願いしていただくというふうに考えてみえるのかどうか。
- 保育課主幹　一方通行となりますと警察等との協議という形になってきますので、その辺りはすみません、御意見としていただきまして、今後一度検討させていただくという形にはさせていただくんですけども、まずは一方通行を送迎させていただいている保護者の方をお願いさせていただくとともに、先ほど少しお話しさせていただいたように、駐車場内に待避所を少し造るというところで、そこを2台程度今は想定しております。なので、道で止まらず一旦駐車場内で止まれるような形ができるのかどうかというのも、実際に運用しながら危険度がないように考慮していきたいと、改善を図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 宮地委員　送迎される方の車の台数がちょっと想定できないというのはあ

れだけれども、分からないから。やはりかなりの混雑、その時間帯によっては。やはり一般の人の車両とのトラブルが絶対に出てくると思う、狭いところだから。あそこでは絶対に擦れ違いができないもので、その点、やっぱり気をつけていただいて、やはり一方通行にできるものであれば、一方通行にして公安委員会の許可を得て、地元の住民との了解も得て、やっぱり一方通行にされたほうが安全じゃないかなと私は思いますので、よろしく願います。

○委員長　　じゃあ、要望という形でよろしいですかね。

ほかに質疑はありますか。

中野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○中野議員　　すみません。お認めありがとうございます。

掛布委員の質問にちょっと関係して質問させていただきたいんですけども、この中央保育園の駐車場の件なんですけれども、先ほど答弁のほうで布袋北保育園とか、藤里保育園の駐車場ということがございましたが、これについては野下議員も私も一般質問で少し取り上げさせていただいて、今、不足の駐車場の保育園があると。今そこの一般質問をさせていただいて、それからどのような検証をされたのか。今、進捗が何かあればちょっとお聞きしたいんですけども。ちょっと質問が少し予算とずれるかもしれないんですけども。もしちょっとずれているということなら、却下していただいて結構ですけれども。

○委員長　　当局的にどうですか、答えられますか。

○保育課主幹　　布袋北保育園の駐車場の確保の状況ということの御質問であったと思っております。

実際に布袋北保育園の周辺ですね。保育課のほうにつきましても、実際にちょっと見に行かせていただいて、土地の状況を確認させていただいたりと

いうことは行っている状況ではございますが、農地がほとんどの周辺の土地状況でございますので、なかなかすぐに駐車場として御活用させていただくようなところが、現状まだ見つかっていないというのが状況でございます。ただ、それをよしとするのではなくて、今後も引き続き土地の状況等は注視しつつ、確保できる状況が出てまいりましたときには、また御相談といたしますか、御検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中野議員 たしか私の記憶では、布袋東保育園も農地を転用して駐車場にした経緯があると思っておりますので、布袋北保育園のほうもかなりお困りがありますので、危険対策としてお願いできればと思っておりますので、要望としてお願いいたします。以上です。

○委員長 いろいろとまた駐車場の確保とか、先ほど言ったみたいにできればよろしく願います。

ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康福祉部健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら願います。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和4年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管のがん患者アピアランスケア支援事業費補助金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の66ページ、67ページをお願いいたします。

最上段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1億4,681万7,000円でございます。

内容につきましては、67ページ説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

がん患者アピアランスケア支援事業は80万円の補正をお願いするもので、特定財源として県補助金が2分の1の40万円が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

中段の予防接種事業は6,071万9,000円の補正を、1枚はねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

69ページの説明欄、最上段をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は8,529万8,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員 がん患者アピアランスケア支援事業について伺いますが、2分の1上限で、県と市で半分ずつでもって補助上限が2万円ということなんですけれども、この額というのは、いわゆるそもそも患者の治療用のウィッグとか、乳房の補整具の値段に対してどうなんだろう。実際にそれぞれの方がそういった補整具を購入する場合に、自己負担額というのはどれぐらいになるのでしょうか。これは保険の適用がないというものなのでしょうか。分かればそれぞれ教えていただきたいんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの乳房補整具につきましては、保険適用になるものではございません。乳房補整具についてですけれども、脱毛とか、そういった関係でウィッグが必要な方、あと乳房切除をしてそのところを補装するような補整具がございます。

それぞれの価格については、10万円を超えるものから安価なものであれば2万円、3万円といったものがございます。より外見の変貌を気にされる方で、より精度の高いウィッグということになりますと20万円ぐらい行くものもございますので、それぞれがん患者の皆さんでどういったものを選択していくかといったところで自己負担割合が変わるといったところがございまして、一律補整具を使ってくださいということではないので、患者の方がそれぞれ自分の希望する補整具を購入して、その一部を県と共に補助をするといった制度でございます。

- 掛布委員　　そうするとこれは、いわゆる一旦自己負担をして申請をした上での償還払いということになるのでしょうか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　　掛布委員が言われるとおりでございます。こちらのものは、現在補正予算を認めていただいた後に、今後アナウンスをしていくんですけれども、令和4年度4月1日以降に購入されたものについて対象とさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。
- 委員長　　ほかに質疑はありますか。
- 掛布委員　　すみません。その下にあります子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種なんですけれども、やはりすごく副反応がひどい、著しい副反応というのが結構一時話題になって、本当に再起不能とまでは言いませんけれども、かなり長期間にわたってひどい健康被害で、若い女性がワクチン接種をしたために、本当に青春が台なしになっちゃうというぐらいの大変な被害も報道されたりして、一時期積極的接種の勧奨というのが中止になったと思うんですけれども、実際に子宮頸がんワクチンで健康被害に遭ったと訴えられた江南市民の方というのは、これまでにいらっしゃるのでしょうか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　　私が把握させていただいているところでは、現在、子宮頸がんワクチンを接種して健康被害、副作用などが生じたといった相談を受けたことはございません。実際に健康被害の請求をするとか、そういったことはございませんが、子宮頸がんワクチン以外で健康被害があったというケースが昨年度ありましたので、厚生文教委員協議会の中でも御報告させていただきましたけれども、筋肉注射の関係で高齢者の肺炎球菌の関係ですけれども、接種後の副反応といった形で請求がありましたので、審査会を開いた後、国のほうへ進達させていただいておりますが、その状況の進達結果がまだ出ていないところであります。
- 掛布委員　　いわゆる厚労省のいろんな審議会とかで大丈夫だろうということで今回再開されて、国の定期接種の対象にもう一回復活するという事だと思ってるんですけれども、どうしてもやはり保護者の立場からいくと、大丈夫かなという心配が立つと思うんですけれども、厚労省の考えでいくと、副反応が発生する確率、危険性と、実際に子宮頸がんにかかるといってしまいう危険性を

比べた場合に罹患する危険性のほうが高いから、予防的に子宮頸がんワクチンを打ってもらったほうがいいぞという判断だと思うんですけども、本当に副反応の発生率というのが、ほかのいろんなワクチンの接種の場合の副反応の発生率と同じなんでしょうか、この子宮頸がんワクチンの副反応というのは。

○健康づくり課長兼保健センター所長　子宮頸がんワクチンを接種した後の副反応の追跡結果といったものが国のほうから示されております。子宮頸がんワクチンを平成26年11月までに接種した方が約33万8,000人おられます。そのうち副反応の疑いがあったのは2,584人で、被接種者の0.08%の方に副反応が生じたといった結果が出ております。

○掛布委員　その0.08%というのが、ちょっと私では判断がつかない数字なんですけど、ちょっとコロナワクチンとはまた別に考えないといけないと思うんですけども、例えばインフルエンザワクチンであるとか、ほかのワクチンの副反応発生率と、それがほぼ同等というふうな数字、そのように理解をすればいいんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　すみません、ほかの予防接種のデータをちょっと持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんが、今回、キャッチアップ接種をしていくといった判断をした中で、やはり国が副反応のリスクよりも、接種をして子宮頸がんにならないほうのベネフィットのほうが高いということ判断したといったところで、行政のほうも積極的に勧奨するようにといったところの結果になっていると思います。

○委員長　ほかに質疑は。

○掛布委員　何度もすみません。

これ、3回打たないと効果がないという、一定の期間の間に。例えば2回打った段階で積極的な接種が終わってしまった。2回で終わっちゃって3回目打てていないという方もいらっしゃると思うんです。これでまた長期間の何年もの中断があって、今回追加であと1回とかということで追加接種になっちゃう方もいらっしゃると思うんですけども、そういう場合でもワクチンの効果というものは認められるんでしょうか。

そうすると、そういう方というのは、自分で何回打ったかとか、ワクチン

の種類も決まっているみたいで、違うのを打ちちゃったら大変みたいなので、そういった管理というのは、間違いなくいくシステムになっているんでしょうか。

○委員長 どうですか。答えられそうですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 厚生労働省の見解では、2回接種した後に、一定数の期間を空けて3回目を接種した場合でも効果があるという判断をしているとのこと。

それから、子宮頸がんのほうには2価と4価とワクチンがありまして、もう一つ9価といったものも3種類ございますが、現在、国のほうは2価と4価についてワクチンのほうを推奨しております。その中で2価を打った後の違う4価ワクチンを打った場合でも、交差接種といいますけれども、それでも効果があるという判断をしているとのこと。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部スポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）につきまして、スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきます。

議案書の74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款5項1目スポーツ推進費で補正予算額は805万2,000円の増額でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員 すみません。2階と3階のそれぞれ男女の和式を洋式に、手洗いの自動水栓化ということなんですけど、1階部分というのは、ごめんなさい。ちょっと現場を確認していないので申し訳ないんですけども、何も手

洗いもトイレもないのでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 1階部分は吹き抜けになっておりまして、駐車場になっております。

○委員長 1階は駐車場になっています。よろしいですか。

○掛布委員 もう一つですけど、コロナ臨時交付金を活用予定という説明で、当面は一般財源なんですけれども、このコロナ臨時交付金というのは、物価高騰分ではなく、従来のコロナ交付金というふうでよろしいのでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 おっしゃるとおりでございます。感染予防の観点から利用させていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、教育部の所管に属する歳

出を議題といたします。

それでは、教育部生涯学習課について審査をいたします。

当局から説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 議案第49号について御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

10款4項2目文化交流費で、補正予算額は305万円でございます。

説明は以上でございますが、補足説明として6月21日の総務委員会で要望のありました資料について提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 委員長 ただいま生涯学習課長より資料を配付したいとの申出がありました。配付を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、配付をしてください。

〔資料配付〕

- 委員長 それでは、当局より説明を求めます。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、今お配りいたしました資料について御説明をいたします。

こちらにつきましては、今回の損失補償金につきまして、金額の妥当性の観点から財政課のほうと協議いたしまして、通常の工事であれば2者以上の見積りを取ったり、比較をして検証するところなんです。今回、補償金ということでそれができないということの中で、協議の中で公共工事で行った場合、どのような金額になるかということをごちらのほうで検証する中で、公共工事費として今の御提示いただいた請求額より高額になったということで、額としては適正であるということで判断をいたしました。

- 委員長 ちょっと質疑に入る前に、ただいま当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮田委員 質問の前に少し話させていただきたいことがあります。

去る6月20日の議案質疑の際、答弁の中で事務的な不備が数多く指摘され、そのことに関して、副市長をはじめ教育長のほうからも陳謝を受けているところでございます。よって、新聞にも記載がされております。非常に市民の関心の高いことだと思えますし、またちょっと新聞の中で気になったところがあったので、ちょっと読ませてもらいますね。短く済ませます。

公文書公開に詳しい全国市民オンブズマン連絡会議事務局長の新海弁護士がおっしゃった話です。

情報公開についての意識が非常に欠落している。あるべきものがないとの回答や、請求者によって開示内容を変えることはあってはならない。行政監視に必要不可欠な情報公開制度を煙たがっている証拠で、これでは市民の意思に適合した行政が行われていることにはならないということを新聞紙上に書いてございました。このことから非常に関心が高く、さらに今回の江南市の事務的手続が、全国的に見てもちょっとどうなのかというようなことが記事に書かれております。

ということで、ここから質問に入りますけれども、まず6月20日に行われた議案質疑の中で、回答をいただいた中で、ちょっと私なりに再度お聞きしたいなという部分がございますので、都市整備部長の招致をお願いしたいと思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○委員長 委員長権限としては許可いたします。

委員長としてはオーケーですけれども、委員の皆様にお諮りいたします。ただいま都市整備部長の出席を宮田委員よりお願いしたいということですが、そのようにお願いするということでもよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時24分 開 議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま都市整備部長に出席していただきます。しばらくお待ちください
ね。

暫時休憩します。

午前10時24分　　休　憩

午前10時26分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま都市整備部長に出席していただきました。

それでは、質疑を続行します。

○宮田委員　まず重ならない部分で、6月20日の議案質疑の中で、再度と言
わずに追加質問をさせていただきます。

まず田村議員のほうから現在の状況下で、仮に民間の事業者から久昌寺を
保存し、維持管理に協力したいとの申入れがあった場合、どのような対応を
するかということに関して、教育部長は、市が寄贈を受けるなど市が所有者
として久昌寺を保存し、維持管理を行うことはできませんと明確にお答えい
ただいております。この答弁から、本堂だけでも保存を考える余地はないは
ずなのに、なぜ保存を考える必要があったのか、お答えください。

○教育部長　議案質疑の際に、田村議員のほうから御質問がございましたが、
現在の状況下ということで久昌寺を保存し、維持管理に協力したいとの申出、
今の現時点での市の方針といたしましては、久昌寺の維持管理を行うことは
できないというふうに申し上げたもので、当初の調査の段階では、文化財保
護委員のほうからも文化財として残すということもどのような御意見がござ
いましたので、そういったことについても視野に入れて検討は行っておった
ものでございます。

○宮田委員　市長のたしか24日だったかな、27日だったかちょっと忘れちゃ
ったんですけども、保存も視野に入れて検討したとおっしゃっているんで
すね、おっしゃってましたよね。27日に保存も視野に入れた検討をという
ことを言っているわけです。6月20日の教育部長の答弁では、そんなことは
考えられんというふうに私は解釈したんですけども、これ、市長と教育部
長の見解が違っていると認識しています。これはどうですか、ちょっと説明してく

ださい。教育部長にお願いします、教育部長が回答していますんで。

○教育部長 20日時点の認識といたしましては、久昌寺の維持管理することはできないということは、市長とも市の方針として同じとっております。

ただ、検討段階におきましては、保存も視野に入れてということにつきましては、市の内部でも共有して検討を行ってあったところがございます。

〔「それって散漫過ぎるわ、解体で通過したんだよ、議案は」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 はい、分かりました。じゃあ、6月20日時点では……。

〔「ほごにするのか」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 6月20日時点では、市長と教育部との意思は一致しているということですね。

○教育部長 はい、そのとおりでございます。

○宮田委員 はい、分かりました。

〔「議会で通過したことをほごにするということだよ、今言っているのは」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 続きまして、今度都市整備部長にお聞きしたいと思いますが、次の質問ですね。5月13日の解体工事の一時中断があり、もしこのまま久昌寺を市が引き取り、修繕、維持管理を行うことになった場合、該当の土地を購入し、公園にすることができなくなるがというようなくだりがある中で、都市整備部長がお答えになったのは、仮に久昌寺を市が引き取ることになった場合、令和4年度の当初予算に計上されている公園用地の予算は久昌寺の建物が取り壊され、更地となった土地を購入することを議会でお認めいただいておりますので、建物がある状態では予算の執行はできないと、これは当然の話ですわね。

また、その対応策についてでございますが、現時点での市の方針は久昌寺の建物を取り壊し、更地となった土地を公園として整備することとしておりますので、都市整備部としては、建物を市が引き取った場合の検討はしておりません。6月20日の時点でやっぱり引き取らないということをおっしゃっているわけなんですけれども、同じ質問になるかと思いますが、27日の市長のお話の中では、保存も考えたということなんですけれども、これも都市整

備部長の答弁と合致しない部分なんですけれども、都市整備部長の見解をお聞きしたいと思います。

- 都市整備部長兼危機管理監 本会議でお答えさせていただいたとおりでございます。

〔「もう一回言って」と呼ぶ者あり〕

- 都市整備部長兼危機管理監 いわゆる保存を前提にしては考えておりませんので、更地にしていただいて、その土地については予算を認めていただいておりますので買い取りまして、その後は公園に整備したいという考えでございます。

- 宮田委員 続いて、都市整備部長に質問させていただきますね。

令和3年9月定例会において、公園等整備事業の都市公園等整備事業、久昌寺公園について58万8,000円の増額補正をお願いいたしておりますというところで、これ、土地鑑定手数料と土地比準手数料及び測量委託料を計上したものでございます。この58万円の内容をお話されております。

そういった中で、この予算を上げているにもかかわらず、その裏では、いわゆる大薮議員の質問だったかな、令和3年9月、久昌寺保存のための会合に都市整備部長、参加してみえましたかと言ったら、参加していたということをおっしゃっていたと思います。

それで、これは表では更地にするその調査費を上げている。裏では久昌寺保存の会合に出席しているということだと、何というんですかね、裏表があるというか、二枚舌に捉えられかねない回答を先日の議案質疑で答弁されておりますけれども、これ、都市整備部長としてどのような見解をお持ちかお聞きします。

- 都市整備部長兼危機管理監 事業者は久昌寺が取り壊されると聞きまして、現地を確認しに来たというふうに認識をしております。自分が参加したのは、いわゆるその当時進めようとしていた久昌寺公園の用地の取得に今後影響するかもしれないと考えたため参加したものでございます。

- 宮田委員 ごめんなさい……。

- 都市整備部長兼危機管理監 もちろん意向については、その当時予算を上げておりますので、更地にしていただいて買うのが前提でございます。それ

については変わりはありません。

○宮田委員 前提で、もう一つの道を……。

○委員長 すみません。委員長の指名後に発言をお願いします。

○宮田委員 もう一つの道を探るといような解釈でよろしいんですか。

○都市整備部長兼危機管理監 その当時はそのことまでは考えておりません。ただ、予算を上げたもんですから、今後は取り壊していただいた後には更地を買っていきたいです。そういった意思は変わりはありません。

○宮田委員 分かりました。都市整備部長に対する質問は以上です。

○委員長 じゃあ都市整備部長、退席していただいて結構です。

○都市整備部長兼危機管理監 ありがとうございます。

○委員長 御苦労さまでした。

ほかに質問は。

○宮田委員 次に、長尾議員が質問した件に関して教育部長にお聞きいたします。

一般的に公文書開示請求がされた場合において、当局が持っている該当資料を作為的に一部開示しないことは、公文書開示請求の原則として問題ないかとの質問に対して、江南市情報公開条例第7条には、開示請求があったときは、不開示情報が記載されている場合を除き、開示請求者に対して当該公文書を開示しなければならないと規定されていますという説明がありました。それで、作為的ではございませんが、不備がありましたことについては、大変申し訳なく反省していますという答弁があったんですけれども、これは第7条に抵触しているのか抵触していないのか、回答をお願いします。

○教育部長 開示につきまして不備があったことにつきましては、大変申し訳なく反省しておるところでございますが、決して作為的に行ったものではなく、事務処理の誤りということでございまして、結果的には開示できなかったということは問題であるとは思っています。

○宮田委員 部長、抵触しているかしていないかを聞いている。そんなあなたの言い訳を聞いているわけじゃなくて、抵触しているかしていないか、これだけお答えください。

○委員長 宮田委員、ちょっと落ち着いていただいて。

○宮田委員 ああ、分かりました。

○教育部長 難しいところがございますが、開示できなかったことにつきまして、抵触したということだと思います。

○委員長 ほかに質問は。

○宮田委員 この件に関して、半年前に草刈りの件で反省いたしますと。今後このようなことがないように全職員に周知徹底させますと半年前におっしゃったんです。

それで、後の質問になるんですけど、教育長のほうからは、一層丁寧な対応をしたいという回答もいただいておりますんで、これは一層丁寧な対応としてお聞きしますけれども、半年前に反省をした上で、全職員に周知徹底させますと言ったにもかかわらず、半年もたたないうちに教育部は条例に抵触することをやってしまったということに関して、部長、どうなんですか、これ。どうやって思われているか、ちょっとお聞きしたい。半年前のことですよ。半年前のことで反省して全職員に周知するというふうにおっしゃっているにもかかわらず、幹部である部長さん、これ、どういうふうかちょっと見解をお聞きしたい。

○教育部長 日頃から事務の適正な執行については、十分気をつけて行っておるところでございますけれども、今回につきまして、結果として開示請求の申請者の求めるものを開示できなかったということにはなってしまいました。その辺りにつきましては、決して作為的なものではなく、解釈の違いといいますか、忘れといいますか、そのような結果でこのようなことになってしまいました。大変申請者の方には御迷惑をかけたと思っております。反省しております。

○宮田委員 これ、反省という問題じゃないと思うんですわ。要はこれだけ大事な社会的にも注目を集めている議案なわけですよ。その議案質疑に必要な文書を作為的ではない、意図的ではないとはいえ、開示していないということが、先ほど私冒頭でお話ししましたよね。これ、もう全国市民オンブズマンまで行っている話なんですよ、これ。いわゆる愛知県の北側にある小さな市の出来事が、全国の市民オンブズマンの連絡会議まで行っちゃっている話なんですよ。これが、忘れていました、すみませんという部長の回答で

よろしいんですか、これもう一度確認します。

○教育部長 繰り返しになりますが、決して作為的なものではございません。結果として開示できなかったことについては大変申し訳なく思っております。

○宮田委員 これに関してはまた後からゆっくりとやりたいので、これはここで終わっておきますね。

次、また長尾議員の質問ですけれども、今回、当局が持っている該当資料の一部が開示されず、請求者から不足を指摘された結果、初めて公開されたということに関して、提出内容の確認を怠り、不備がありますことにつきましては大変申し訳なく反省しております。今後、適切な事務手続に努めてまいりますということで、これも教育部長から回答をもらっていますので、教育部長に確認しますね。

一般質問で田村議員がコンプライアンスの質問をしているんですよ。コンプライアンスで当局が何を答えたかちょっとお話ししましょうか。

公務員倫理や社会的規範などについても遵守の対象となり、職務中はもちろんのこと、職務外においても広く求められるものでございますということをおっしゃっていますし、それに対する本市のコンプライアンス行動指針もあるわけですね。その上で、私はこの対応は、請求者に言われて初めて出てくる資料があるということは、コンプライアンスから外れているように感じている、私は。具体的にはどんな条例に抵触しているのか、お尋ねします。

○教育部長 開示請求の申請者に対しましては、大変申し訳なく思っております。具体的にどの条例に抵触するかというについては、ちょっと分からないというところがございます。

〔「おいおい、調べて」と呼ぶ者あり〕

〔「部長だぜ、あんた」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 委員長、すみません。今の部長の回答はちょっと納得できないものがあるんですね。というのは、なぜかというと、分からないから答えられませんとおっしゃっている。だけど、先ほど私が申し上げたように、情報公開条例というのが江南市には存在するわけですよ。それで、開示請求があったにもかかわらず開示せずに、あるんだろうと言われて初めて出てくる文書に対して問題になっているわけなんですよ。

ですので、大変申し訳ないんですけど調べてきてもらって、どういった条例に抵触するのかというのをお聞きしたい。

○委員長　それは調べて答えは出るものなんですか。先ほど部長……。

〔発言する者あり〕

○宮田委員　ごめんなさい。だってこれ、情報公開条例があるんですよ。今、突然の質問だから分からないと言ったのは、僕、納得します。納得しますんで、調べて教えてくださいということなんですよ。そういうことですよ、皆さん。

〔「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○委員長　暫時休憩します。再開を11時としますので、ちょっとそれまで休憩します。

午前10時43分　休　憩

午前11時00分　開　議

○委員長　休憩前に続きまして会議を開始します。

○教育部長　大変お時間をいただきましてありがとうございました。

今回、江南市情報公開条例第7条について適正な執行ができなかったということですが、これについてどういった問題があるかということなんですけれども、コンプライアンスということで、江南市コンプライアンス行動指針というのがございまして、この中で行動指針の項目、法令を遵守した適正な事務の執行というところがございまして、この法令等の遵守ができなかった、また適正な事務処理ができなかった事務処理誤りということで、この部分がしっかり執行できなかったという問題があるということをお認識しております。

○宮田委員　先ほどもお話ししましたが、抵触しているかしていないかという部分に関してお聞きしているんで、改めてお聞きします。

○教育部長　繰り返しになりますけれども、今回は作為的なものではなく事務のミスで起きたものでありまして、そういったことにつきましては、抵触というようなことではないと思いますが、結果としまして開示できなかった、適正な執行ができなかったことについては問題がある、抵触するものと考えております。

○宮田委員 結果、抵触するのでしょうか。

○教育部長 はい、そのとおりでございます。

〔「最初からその一言でいい」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 私、先ほどから抵触しているかしていないかという質問をしていて周りの話は必要ない話なんで、質問どおり教えてください。

じゃあ、次へ行きますね。

3番目、不足している資料を6月17日に請求したところ、6月15日に印刷したメールのコピーの資料が開示されました。これは請求されなければ開示しないことを前提としていたと思われませんが、当初に開示されなかったのはなぜかという質問に対してですよ、こちらも同様の答弁となりますが、提出内容の確認を怠り、不備がありましたことにつきましては大変申し訳なく反省しておりますということなんですけれども、私、これで3問質問したんですけど、この江南市情報公開条例第7条に関連する質問を3個しました。先ほど休憩中に教育長とも話したんですけど、1回目、作為的じゃないというのは仕方がないだろう。2回目、おいおいまたかよ。3回目、またかおまえということなんだと思うんですね。

それを前提において、これ、3個目なんですけれども、こちらも同様の答弁となりますが、提出内容の確認を怠り、不備がありましたことについては大変申し訳なく反省いたします。今後適切な事務手続を努めてまいります。当たり前です。努めてもらわんと困ります。

それで、これも同じ質問をします。抵触しているのかしていないのか、どっちかで教えてください。

○教育部長 繰り返しになりますけれども、これにつきましても、適正な事務処理ができなかったミスということではお認めいたしますので、結果として抵触したということにはなると思います。

○宮田委員 委員長、私、先ほどから抵触しているかしていないかの回答をくださいと言っているんですけど、部長は何か勘違いされているか知らないんですが、前置きは要らないです。僕、早く進行したいんで、ちょっと注意いただけますか。

〔「簡潔明瞭だ」と呼ぶ者あり〕

○委員長　お互いに簡潔明瞭でよろしくお願ひしたいと思います。

部長のおっしゃるのは、あれですよ、作為的ではないと。ただ、これは大きなミスだということをおっしゃっていて、それが連続で来るのはおかしいだろうということで、それに対するそれが抵触しているかどうかという確認、最終的に……。

○宮田委員　ちょっと委員長と感覚が違うんですけど、いきさつは人間がやることだから僕は仕方がないと思う。ミスもある、そんなのは当たり前の話ですよ。だから、これをとがめているわけじゃないんです。

ただ、6月17日に議会運営委員会があつて、6月20日に議案の上程があつたと。これ、皆さん、分かると思うんですけど、6月18日と19日って土・日ですよ、分かりますか。議運で上程するということを確認したのが6月17日、そして上程されたのが20日ですよ。間の2日間は土・日なんです。資料を出し忘れた、あるいは確認を怠ったという回答が多いんですけども、これって、我々に、じゃあいつ精査しろということなんですか。部長、教えてくださいよ。

○教育部長　大変時間のない中での作業となりまして、不備があつたということにつきましては、大変申し訳なく思います。

○宮田委員　当局側は必ずやある書類なんですよ。ある書類の中で非公開のところを黒く塗り潰すだけの作業なんですわ、分かりますか。それに対して我々は1ページから40ページ、あるいは50ページまで目を通さないかんですわ。作業量が全然違う。

それで、確認を怠って提出できなかったと言われると、我々はどうすればいいんですか。そこをもう一回、部長に答弁をお願いします。

〔「議会軽視だぞ」と呼ぶ者あり〕

〔「議会軽視の前に約束破り」と呼ぶ者あり〕

○教育部長　繰り返しになりますけれども、大変時間のない中での作業となりまして、非常に申し訳なく思っております。

○宮田委員　ですから、先ほども申し上げましたけれども、1回や2回のミスだったら、我々も人間ですからそれはしようがないでしょうと思いますよ。

〔「4回、4回」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　だけど、今4回ですか、4回もあるんですよ。4回もあって、じゃあ我々はどうやって精査して質問につなげればいいのかということを何度のお伺いしているんですけれども、部長の答えは、時間のない中、申し訳ありませんでしたと言うだけなんです。ちょっとここは非常に改めてほしい、時間がタイト過ぎる。今後、こんなことがないように努めていただきたいと思います。これは要望です。

次の質問へ行きます。

その次に、ほかに公文書開示漏れはないかと長尾議員が生涯学習課長に確認しました。生涯学習課長はないと言われたが、その後、開示された書類があると。これは議案質疑の妨害であり、存在している資料をないといった理由は何かとって議案質疑で質問しているわけですね、長尾議員が。それに対して、議員御指摘の開示漏れにつきましては、指摘された折に丁寧に確認すべきでありましたが怠っておりました。4回連続怠っておりました、確認をという回答なんです。大変申し訳なく反省をいたしておりますということなんです。

皆さん、聞いてくださいよ。4回確認を怠って、4回申し訳なく反省していますということなんです。先ほどもお話ししましたが、一回や二回のミスだったら、人間だからしょうがないですわ、これ。4回ともなると意図的じゃないかなあと考えるのが普通の人間の考え方だと思うんですよ、私は。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　それで質問いたします。同じ質問ですよ。これは条例に抵触するのかしないのか、そして今後の対策、4回ですよ。対策を教えてください。

〔「簡潔明瞭に」と呼ぶ者あり〕

○教育部長　　結果として条例に抵触することになったことについては、大変申し訳なくおわび申し上げます。今後につきましては、しっかりと確認を行いまして、適正な事務執行に努めてまいります。

今回、当局側も非常に時間のない中での作業とはなりまして……。

〔「そっちが時間がない中、条例を上げただろう」と呼ぶ者あり〕

○教育部長　　ただ、しっかりと複数の職員により確認をするなど、再発防止に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「無理やり上げたのはそっちだろう、条例。時間をなくしたのはそっちだろうが」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　ちょっと外からも声が漏れてきたように、これ、その言い訳は駄目。条例を上げてきたのは当局側。それで、時間のない中で私たちは全力を尽くしています、これは当たり前の話。それで、我々は審議をしないかんにもかかわらず資料がないわけなんですよ。今の部長の答弁だと、私たちだって頑張っていますとって言うけれども、20日に上程をするんだから頑張るのは当たり前じゃないですか、そんなこと。

それよりも、私をもっと考えているのは、なぜそれまでに情報開示の要求が来ると思ってやっておかなかったんでしょかね。それも疑問に思いますよ、正直言って。

〔「5月7日」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　5月の話です、これ。5月6日から始まった話です。今6月23日、議運があったのが17日、土・日を挟んで上程されたのが20日、議案質疑があった。これは後からまた聞こうと思うんだけど、20日の議案質疑の中で訂正して謝ったところはもう補完してありますよね。後で聞きますよ、これ、いいですね。3日間あったわけですから補完できていますよね。これは後で聞きます。

次、これは中野議員の質問ですね。金額の根拠が請求書1枚であり、市による金額の妥当性の評価が全く行われませんということで、先ほど総務委員会の折に質問があったということで、この書類をもらいましたね。

〔「議運は16日」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　先ほど議運を17日と言ったのは16日と間違えていました。申し訳ありません。

○委員長　　先ほどの議運を17日を16日、言ったのがね。

○宮田委員　　はい。

そして、設計の内訳をもらったんですけど、金額の根拠が請求書1枚であり、市による金額の妥当性の評価が全く行われていませんという質問に対して、教育部長がお答えになったのが、所有者から参考に確認させていただいた解体工事業者から提出された請求書の内容に沿って、公共工事で同様の内

容で工事を行った場合の工事費を、愛知県公共工事費積算基準に基づいて試算いたしました。公共工事による場合のほうが高額となり、適正な金額であると考えておりますと、もっともらしい回答をされておりますけれども、これね、冷静に考えてみてくださいよ。民間と民間の契約なのに、公共の積算基準を用いるのは、私、おかしいと思う。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 であれば、民間の相場に照らし合わせて妥当性があるかどうかを調査するのが正解だと思う。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 そこで質問します。

それは調査したかどうか、お答えください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらは、ちょっとお名前を伏せさせていただきますが、ほかの業者にこの同じ条件で幾らになるかということで見積りをお願いいたしました。しかし、補償金というものですので、ちょっとお断りをされました。口頭ですが、金額についてどう思われますかということでお聞きしましたが、一応妥当な金額であるという回答はいただいております。

○宮田委員 1者ですね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 1者です。

○宮田委員 1者でも参考はいいかもしれんけど、相場ということを見ると、やっぱり2者以上から聞いてほしい。要望としてね、要望でいいわ。これからはこういったケースはまれなケースだから、なかなか課長も難しかったと思うんですけども、これ、相場というやっぱり2者以上のほうがいいと思う。

○生涯学習課長兼少年センター所長 私も建築課に昔いましたので、通常工事をやる場合であれば、例えば材料費が適正であるとか、あと工法がどうだとかということと比較検証しながら、適正な設計金額を算出するということはしっかりやっております。しかし、今回は工事費ということではなく補償金というものですので、なかなか頼んだ業者のほうからも言いづらいという雰囲気もありましたので、今回、こういうケースが今後あるかどうか分かりま

せんけど、2者以上に頼むのは難しいのではないかなと考えております。

○委員長 確かに特殊なケースの見積りだとは思いますが。

○宮田委員 まあ、分かりました。じゃあ特殊なケースということで、これに関しては、極力、複数の会社に聞いて平均値を出すのが相場だと私は思いますんで、そのように心がけていただいたほうがいいのかなというふうに思いますので、次の質問へ行きますね。

これ、また中野議員の質問からですけど、追加調査の完了報告書が提出された5月19日までが補償対象期間であり、それ以降は工事の中断が必要なかったことになる。なぜ20日から24日まで工事中断の期間を延長したのかという質問に対して、これまた教育部長の回答ですね。5月19日の幹部会議において、ほかの文化財との公平性等により、市が保存のため寄贈を受けることは困難であるとの方向性に至りましたが、議会の意見を伺いたいことから、全会派合同説明会が開かれる5月24日まで、工事の一時中断の継続を所有者にお願いいたしましたという回答を言われているんですね。これ、非常に問題があると思う。

どういった問題かということ、日々、毎日ですよ、補償費が上乘せされているわけですよ。なぜ24日まで先延ばしする必要があったのかということが、どうしても疑問に思うわけです。19日に幹部会が終わったそのときに議長に相談し、ここからは議長の判断ですわ。議長が緊急招集をかけるのか、24日のときでいいんじゃないかといって判断するのは、議長の判断だと僕は思うんですけども、なぜ議長に相談をされなかったのか質問させていただきます。

○教育部長 19日に幹部会議のほうで今回の方針のほうを決定したわけでございます。その時点で24日に各派合同説明会が開催されるということが分かっておりますことから、その場で議員の皆様全員の御意見を聞く必要があるというようなことから24日まで中断を継続しました。

○宮田委員 だから、それは20日の回答でも聞いている話なんだわね。僕が今改めて聞いているのは、議長に一回でも相談したんですかということを知っているんだよ。だから、論点がずれちゃっている、論点が。今もらった回答は6月20日にもうもらっている。新たに聞いているんだよ、これ。何で議

長に相談せんかったんだ。

そして、もう一つ言わせてもらいます。

この補償費が、我々江南市民が払っている税金から負担されているというのを理解された上で、20日から24日まで何もやっていないんですよ、現場、何もやっていないの。何もやっていないのに補償費だけぼんぼん上乗せされていくわけですわ。それが、全会派合同説明会がたまたま24日にあるから、24日まで中断を延長しようという考え方が全く理解できない。だから、理解できるように説明してください。20日に説明したことはもう分かっていますので。何で議長に一度相談の連絡ぐらいできんかったんですか。ちょっと確認します。

○教育部長 19日の幹部会議の後、市長のほうからは、議長・副議長のほうに24日の各派合同説明会の際に、今回の経緯等について説明するというようなことは御説明されたというふうには伺っております。

ごめんなさい。その詳細な内容については、市長が電話で連絡しておりますので分からないんですけども、24日に、この19日の決定方針をお伝えするということは、議長・副議長には御連絡いただいておりますというふうには聞いております。

〔「金がかかるということを伝えてあるのかね」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 何か外部から話が出ましたけど、まさにそれを聞こうと思ったんですわ。市長さんが議長・副議長、私も含めてですけど、補償費がかかるけれどもいいかなあという話をまずしたかどうか。

それともう一点、19日が終わった時点で、市長がそのように話されるというときに、部長、いいですか。税金がかかるんですよ、これ。1日30万円ぐらいですよ、大体。30万円ぐらいかかることを市長が24日にやると決断されたときに、いやいや、市長、それはあかんですよとって言わなかったんですか、幹部として、その2つ。

○教育長 お答えさせていただいてもよろしいですか。

○宮田委員 いやいや、委員長、これ、教育部長が回答しているものだから、教育部長が答えてもらうしかないんですよ。

○委員長 それは委員長判断に任せてください。

○宮田委員　　お願いします。

○教育部長　　まず補償金が発生するということなんですけれども、その19日の時点では、実際、1日当たりこういった額が発生するということまでは正直把握はしていない。金額の提示がありましたのは、24日に金額の提示を受けたところでございますので、その詳細な請求の内容とか金額につきましては、はっきりとは分かっていなかったということが正直なところでございます。

〔「予算を組む手順、間違えておらんか」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　ということは、2番目の回答はできんということですね。24日までお金がかかることを知らなかったのだから、補償がかかることを知らなかったんですね。知らなかったから市長に進言もできないし、市長の議長や副議長への話でも補償の話は出なかったという理解でよろしいですね。

○教育部長　　補償費が発生するということにつきましては、当初5月13日の段階からそういった話については把握しておりました。ただ、詳細な内容までは確認してなかったということでございます。

○宮田委員　　そうしましたら、金額は分からんまでも、補償が発生するということは13日の時点で分かっていたと今おっしゃいましたよね。さっきの質問にまた逆戻りしますよ。なぜ市長に幾らか分からんけど補償費がかかりますけど、そこまで延ばすんですかという質問をせんかったのか、幹部の部長としてですよ、それが1つ。

2つ目が、市長は議長と副議長に電話した際に、補償費はかかりますけれどもいいですかと言ったんですか、2つ。

〔「そんなことは聞いておらん」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　私も当事者だから聞いておらん。はい、どうぞ。

○教育部長　　市長は電話で連絡しておりますので、その詳細な内容については私は分かりませんので、そこで金額の話をされていないということであればそういうことだとは思いますが。

19日で24日に当然補償費が発生するという可能性についても議論はされておるんですけれども……。

〔「可能性」と呼ぶ者あり〕

○教育部長　　ああ、ごめんなさい。可能性と言っただけではいけませんね。補償金があるということについては、幹部会全員の共通認識ではございましたが、24日に議員全員の方に御意見を聞くという方針が示されましたので、そのような形になったということでございます。

○宮田委員　　これ、非常に重要な話です。9日間の補償費305万円の中で、約5日分ですからこれ半額、150万円になるのか300万円になるのかの瀬戸際のことですわ、これ。これは後からゆっくり聞きますんで、ちょっと先に進めますね。

所有者から見積書ではなく請求書を受け取ったのはなぜかという質問に対して、所有者に損失補償金の根拠書類の提示をお願いしたところ、見積書ではなく請求書が提出されましたと回答されていますね。補正予算をお認めいただいた後は支払いについて契約を行い、改めて所有者に請求書の提出をお願いいたします。これ、請求書を2つ請求するということになっちゃうね、まず第一に、この回答からすると。

ここが聞きたいところじゃなくて、本当に聞きたいところは、なぜ請求書を受け取ったのか。通常は見積書を出してもらって、そういう流れというか、事務手続の流れなものですから、請求書が来た時点で、これ、請求書ですよ、見積書じゃありませんよというふうになぜ言わなかったのか。教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　私のほうから今の5月24日全会派合同説明会が終わった後に、所有者の方に金額のことについて確認をいたしました。そのときにはまず金額のほうは確認いたしました。あと全員協議会のほうで補正予算のほうに上程をさせていただきたいということでお話をさせていただいたので、その後、所有者のほうには正式に金額の提示をお願いいたしますということでお話をさせていただいたんですが、その際に私の説明不足がありましたけど、請求書という形で出てきてしまいました。

その後、所有者のほうには、私たちは見積書で予算を計上させていただいたので、提出していただけないかということでお願いをいたしました。工事業者から見積書をもっていないということで、私たちはこれで出させてほしいといった、訂正はできないということでお話がありました。

○宮田委員　　今、回答いただいたことというのは、教育部長と教育長には確認した上で、正式な事務手続ではないということを認識した上で甘んじてそれを受けているんですか、教育長、お願いします。

○教育長　　5月30日付だったですかね、正式な請求書が出てきているのは。それを見させていただきましたけれども、本来はやっぱり見積書であるべきではないかというふうには思っておりました。

〔「もらっちゃいかんじゃん、そんなもん」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　これ、本当に不思議なんですけど、5月30日付の請求書ですよ。さっき可児課長、5月24日の話で起案がたしか5月24日になっておったんだよね。決裁もたしか5月24日じゃなかったのかな。なぜ5月30日の請求書の日付が5月24日の起案及び決裁まで行くのが全く理解できないというか、皆さん理解できますか。5月24日に起案したんですよ。5月24日に決裁が下りています。その根拠が5月30日の請求書って明らかにおかしいですね、これ。これを説明してください。

○教育長　　この件につきましては、私が最終的に5月24日に決裁をさせていただいております。その理由は、所有者のほうのこの間私が本議会で答弁したことに対しましても、ちょっと抗議文をいただいている部分もあるんですけれども、私といたしましては、内容が5月24日付の所有者からのメールによりますと、9月末までに支払いをお願いします。これは皆さん御承知だと思いますが、追加費用は遅くとも9月末までに支払うと確約していただく旨を大至急書面でいただけないかというような内容のものでございました。

そうすると、私どもとしては書面で確約するというのは、やっぱり議会の皆様方の御協議をいただいた上で御承認いただけない限りは、書面でお知らせすることはできないというふうに判断をいたしましたので、所有者の方については、できるだけ早くという、大至急という思いが強いということを考えて24日付の起案を私も認めたと。

その場合の根拠については、当然まだ資料としては出てきていませんでしたから、課長を通して大体業者さんからは出ているという話もちらっと聞いていたもんですから、それで幾らで出てきていますかということで、所有者からお話を聞いてくださいということで課長には指示をしました。そして、

それがこの304万幾ら云々というお金になるわけですけど、じゃあそれで補正予算として上程をしていく手続を取っていきましょう。そうしたら、翌日25日になりますけれども、所有者から、その解体業者からいただいた請求書を添付していただいていたということでございます。最終的に所有者からの請求書という形、本来なら見積書でありましようけれども、出てきたのは5月30日という流れでございますので、その間、急いでやったということでの決裁の不備といいたいまいしょうか、このことについては大変申し訳ございませんでした。

- 宮田委員　　これ、ミスというレベルじゃないんですよね。ミスというレベルじゃないのはなぜかという、さっきもお話ししましたけど、24日の起案、24日の決裁とおっしゃった。その添付資料が5月30日というのはあり得んですよ、これ。あり得ますか、あり得ませんよね、これ。どうやってやったらあり得るんですか、これ。24日の起案で24日の決裁ですよ。添付資料が5月30日ってあり得ますか、普通に考えて。ここを説明してくださいよ。

〔「公文書偽造だな」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員　　これはあっちゃいかんことなんですわ。

〔「外部に出して審査して」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員　　これね。だから、5月30日に添付資料を出すんだったら、決裁の日が30日だったら理解できるし、添付資料の中に24日済みの決裁につき、30日に添付資料を入れたということの記載があれば、まだちょっと、それでもきついなと思うんだけど、まだ認められる。

〔「大分前に約束しておるでしょう、予算を払うって」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員　　だけど、今の日付だと到底納得できない。これ、誰が見ても納得できん、はっきり言って。小学生に説明すれば、小学生でも納得できませんよ、これ。

だから、そこを何で教育長は決裁を下ろしちゃったんですかね。

- 教育長　　先ほども何遍も申し上げているんですけども、何とか確約の文書として所有者にお届けできるといいなあというのが本音です。

それで、そういうことから考えると、実際の支払いは9月末まででいいということでございますから、それはそれでいいわけですけども、できるだ

け文書でもって大至急お知らせいただきたいというような内容でございましたので、これはまさに私の判断でございますけれども、24日の段階で額を電話ですけれども、口頭で確認した上で、間違いないということを含めて判断して出させていただきました。

当然財政当局と補正予算を上げる段階では、その辺のところは、私は直接やっていませんけれども、担当課長のほうで、こういうふうで資料はひょっとすると後になるかもしれんということは言っていたかも知れませんが、一応24日付で決裁したのは私の責任でございますので、確かにそれが事務手続上、本来の姿ではないということは十分分かりますけれども、その辺については私も責任を取りたいと思っています。

○委員長　先ほど教育長が言ったのは、前は全会派合同説明会があるからでしょう、24日の日に。

○宮田委員　これは、教育長、責任とか云々の問題じゃないんですよ。あり得ん書類が存在しているということなんですわ。これ、責任を取ってもらってもどうもこうも関係なく書類は全部残っていくんですわ。これ、私一般質問でさせてもらったんですけど、保存期間がありますよね。300万円の決裁の保存期間って何年だったかちょっと分からんけど、1年か3年か5年ですわね。ずうっと残り続けるんですよ、ずうっと残り続ける。じゃあ、3年後、5年後教育長のいない世界になったときに、ああ、前例があるからいいかになっちゃうわけですよ、これ。教育長が責任を取ってもらうという問題じゃないんだ、これ。明らかにミスなんだから、これは僕が言うのもなんだけど、答え方としては、これ、間違っておるもんだから、作り直しますが正解だと思うんだけど、作り直していいかどうか分からんけど。

〔「手続が無効だよ、駄目だよ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　無効なんですか、無効なんですよ。だって、どうしてもおかしいもん。24日の起案の24日の決裁で、何で5月30日の資料が添付書類なんですか。ちょっと委員外議員から今ありましたけど、これを認めちゃ駄目でしょう。

〔「法的に確認して」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　法的にとちょっと委員外議員からあったんですけど、これ、法

律はどうなんですかね、委員長。

〔「委員長は分らんわ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それは分らんわ、委員長でも。確かにそうだけど……。

○宮田委員 違う違う、ごめん。今委員長に言っているのは、僕と質問者と答弁者の間でどうしても平行線になっているものだから、委員長、ちょっと収めてもらえませんか、これ。

○委員長 実際問題、この話はいつまでたっても終わらないと思うよ。聞いていても議員部長議員部長の繰り返しなんでいつまでたってもね。もうどこかで結論を出さないと。教育長も部長も言ったとおりに、ミスはミスということで、これが二度とないように手続は取らなくちゃいけないと思うけどね、それは、もちろん。

○宮田委員 これはミスで済まされる問題じゃないんだ、これ。

○委員長 分かるよ。

〔「法的に調べたほうがいいかなと思って」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 それを言ってほしかったの委員長に。今委員外議員だけど牧野議員がいいことを言ってくれた。僕はその答えを待っておった。法律で調べてほしいんだ、これ。それを委員長に仕切ってほしい。

○委員長 分かりました。

ちょっとこの話はいつまでたっても終わらないんで、さっき牧野議員が言ったとおりに、法的に何が正しいのかというのを、もう一度今回の一連の流れを確認していただいて、その答えを出したほうがいいよね。今日は絶対に出せないと思いますけどね。

〔「今日出さなあかん。解決しません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 今日は出せないと思いますよ。

〔「法的に調べてもらってからじゃないと解決できんよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 ですので、今の話で僕も後日調べてもらえればいいのかと思ったんだけど、これ、委員会で結果を出さないかんから、今日中に答えが欲しいわけですよ、これ。

ということは、休憩中にでもいいもんですから顧問弁護士がいるはずなん

で、ちょっと確認してもらってもいいですかね、これ。可能かどうか分かりませんが、確認してください。

○委員長　確認するって可能なんですか、ちなみに、これは。

〔「委員長、委員外議員が手を挙げているよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません。今休憩中じゃないんで、委員外議員の方は手を挙げられないんでごめんなさいね、こちらの質問が終わってからじゃないと無理なんで。

暫時休憩します。

午前11時38分　休　憩

午後1時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件に関しまして、確認のほうをしていただいたということなものですから、先にそちらの発表のほうをよろしくお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　午前中の宮田委員からの質問で、今回の補正予算の決裁についての日付等の誤りについて法的に問題はないのかということの質問でした。顧問弁護士のほうに確認をいたしましたところ、予算計上時に見積書が添付されていないことについての法的な問題はないとのことでございます。一般には、口頭で確認し、後で書類を添付するということはあるとのことですが。ただし、市の内部規程において決まりがある場合については、その規程に従わなければならないとの御指摘をいただきました。

市の内部規程につきましては2つありまして、江南市決裁規程、あと予算決算会計規則という2つがあります。まず江南市決裁規程の中では、添付書類についての規程はありませんでした。また、予算決算会計規則を確認したところ、歳出予算のことにつきましては、第6条において、各課等の長は、前条の予算の編成方針に基づき、その所掌に係る翌年度の歳入歳出予算について、歳入予算見積書及び歳出予算見積書を作成し、総務部長に提出しなければならない。また、第8条につきましては、歳入歳出予算の算定について、前項各号により難い経費は、計算の基準及び方法を明示しなければならないとありますが、根拠書類の日付についての規程はございませんでした。

答弁が遅れて申し訳ございませんでした。

○委員長　　ここで、この議案に対して、宮田委員がずっと質問していただきまして、それはそれでいいんですけども、ほかの委員の方からも発言をしたいというクレームもございましたので、ちょっとここで考えておいてもらって、ほかの委員の方の意見を聞きます。

○掛布委員　　本質的なこと、今までもいろんなところで出てきているかもしれないんですけども、もう一度確認のためにお聞きしたいんですけども、やはり今回の解体補償費が計上されることになったそもそもの原因というのが、いわゆるもっと早くに久昌寺の文化財としての可能性を調べなきゃいけないんじゃないかという議論がどこかで行われていれば、いわゆるもう解体が始まる直前になってどうしようという文化財保護委員からの報告書が出てきたり、それで市当局、あるいは教育委員会がばたつく必要もなく、当然解体補償費の計上ということにもならなかったし、このようにこの問題で紛糾する必要もなかったわけです。なぜもっと早くに文化財の可能性の調査ができなかったのか。

前の3月定例会、そのもう一つ前の12月定例会の解体後の跡地を買い取るための関連予算が出てきたときに、私たち日本共産党議員団としては、その予算には反対をいたしました。でも、その反対理由というのは、文化財の保護の可能性を調査しなきゃいけないんじゃないかとか、久昌寺を壊すのは一旦止まったらどうかという理由ではなく、そこに公園は要らないという理由で反対しただけでありまして、あとの議員の方々は全てその予算には賛成をされておって、皆さん文化財の可能性を調査するべきということは、誰も声が上がらなかったし、文化財の保護委員さん、長谷川委員さんも含めて、市教育委員会も、生駒さんも含めて、誰一人そういう可能性、調査をする必要性について言及されなかったという。

言ってみれば、全部がこの問題に対して負わなければいけない責任というのは、少なからず、少しずつは自分自身も含めて持っているんじゃないかと思うんですけど、なぜもっと調査を早くできなかったかということをもとめて説明していただけないですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　今回調査に至るきっかけというのは、文化財保護委員の方から、5月6日付で、これは任意のほうですが、3月か

ら4月にかけて4回ほど図面を描くために現場に入られて、その中で気づかれた点について、5月6日に調査報告書をいただきました。それについて、市のほうでは重く受け止め、調査を行うようということで方向性に至りましたが、その前に、昨年12月に文化財保護委員会の会議の中で、所有者が久昌寺の解体の意向がありますよということで御報告はさせていただいたんですけど、その場では、特に調査を行ったほうがよいとかということで御意見はございませんでした。

また、これは当然のことなんですけど、所有者からも調査依頼というのは、解体をされるという御判断をされていたので調査依頼がなかったということで、教育委員会といたしましても調査の必要性はないということで判断をいたしておりました。

○掛布委員 昨年12月の文化財保護委員会に対して、久昌寺の解体の話があって、それを持ちかけたときの今回の調査報告書を5月の委員会に出された専門家であります長谷川委員はどのような、保護委員会の中で発言とかされたんでしょうか。全く発言もされなかったんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回提出された委員を含め、ほかの委員さんも併せてですけど、そういう御意見はございませんでした。

○委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○宮田委員 先ほどの弁護士の話なんですけど、私のほうの弁護士は、限りなくアウトだろうという話は頂戴しております、この書類に関してね。起案が24日、決裁が24日、添付書類が30日、あり得んでしょうという話なんですわね。ただ、最後に言われるのは、これは裁判をやらんと分からへんという話になるんですわ。

そこでなんですけど、委員長、当局側から聞いた話だと丸ですよ。私が聞いたのではバツですよ。ともに弁護士なんですわ。どうしましょう、委員長。

○委員長 これは、プロの下した判断でありまして、こちら側の弁護士は問題ないという話で、そちらも弁護士の先生に確認したということですか。

○宮田委員 もちろんです。

○委員長 限りなくという……。

○宮田委員 限りなくアウトだけれども、こういったのは、前例がないと裁判によらなければ分からないということなんですわね。前例があったとしても、状況によりやっぱり違うわけですから、これは裁判をやらんと分からんという話なんですわ。私は裁判でもいいと思っている、正直言って。だけど、当局はそういう考えじゃないかもしれん。だから、ちょっと委員長に取りまとめていただきたいと思って、委員長に投げたわけです。

〔「さっき日付については書いていないというふうに答弁しておったんじゃないの、日付については書いていないと、違うの」と呼ぶ者あり〕

○委員長 書いていないというのはどういうことですか。

暫時休憩します。

午後 1 時 18 分 休 憩

午後 1 時 38 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○宮田委員 では、あまり興奮するなというお話もありましたんで、私は興奮していませんけど、声が大きくなっただけです。

では、これからは、ちょっと 9 項目に分けて一つ一つ質問させていただきたいと思います。

まず 1 個目、なぜ市が補償をしなけりばならなかつたのかということに関して質問をさせていっていただきますね。

まず、一番どしよっぱつの権限の話です、権限の話ですよ。民民の契約に市が割り込んだという客観的な見方ができます。うちの弁護士に言わせると、これは行政指導の類いのものだというふうにおっしゃるわけですね。行政指導であれば、根拠法令がなければ止められないはずなんです。ここまでは分かりますね。ただ、類いというところが一つ引っかかるんですけど、これが行政指導だったら根拠法令が必要なんですよ。この根拠法令は何ですかお答えください、教育部長。

○教育部長 民民の契約に行政が介入することはできないと考えておりますので、今回につきましては、行政指導ということではなく、あくまで工事の停止のお願いを工事の発注者である所有者のほうの理解を得て停止していただいたものと考えております。

○宮田委員　　そうすると、なぜ市が補償しなくちゃいけないのかお答え願います。

○教育部長　　市のお願いにより工事の遅延と言っておりましたが、それが発生したということですので、これにつきましては、お願いする当初から、所有者の方は何か止めることによって損害等が発生した場合については、市で考えてくださいねということでもう当初から伺っておりますので、このことにつきましては、市は対応しなければいけないというふうに考えております。

〔「当初からしていたの、ずっと」と呼ぶ者あり〕

○教育部長　　当初というか5月13日からでございます。

○宮田委員　　市長のお話の中で、24日だったか27日だったかちょっと忘れちゃって申し訳ないんですけど、善意で止めていただいたという言葉があったんですけど、その善意というのは、市が補償するという言葉が内包されていたわけですか。善意で止めてくれているということは、僕の解釈からいくと、生駒さんの全責任において善意で止めたというふうに僕は解釈するんです。だけれども、蓋を開けてみたら、市が補償金を払うというのは、善意の止め方とはちょっと違う。そこら辺をちょっと説明してもらえますか、何が善意だったんだろう。

○教育部長　　善意というのは、市長の発言ですので推測するところですがけれども、市からのお願いに対して、所有者のほうはもう解体するという気持ちでございましたので、そういった気持ちを持ってみえたところに停止をお願いしたところ、今回文化財保護委員からの指摘もありましたので、そういうところも酌んでいただいて、解体したいというところを一時中断して市に協力するというところが善意というふうに考えての発言だと思われま。

〔「それは酌んだのは市やん、生駒さん一言も言っていないですよ、抗議文に書いてあったじゃない」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　抗議文の話は後にしましょうか。

じゃあ分かりました。

そもそも、なぜ久昌寺の解体工事一時中断の申出を行ったのか、本件についての当局説明が二転三転していると思われましますので、過去の議事録や記者

発表の内容から時系列に理由説明内容を朗読してくださいと言って中野議員が議案質疑しているんですけども、時系列では説明できますか。

○教育長 足らなかつたら、また部長や課長のほうで補足してもらえばいいですけど、時系列といいますのは、5月13日からでいいですか。

○宮田委員 6日ですね。

○教育長 6日から。5月6日に文化財保護委員から任意の報告書が提出されました。そして、それ以後、教育委員会の中で、要するに事務局といいたしうか生涯学習課と私も含めてですが、この報告書をどういふふうにつえていったらいいかということで議論をしました。

〔「これは何日から何日でしたか」と呼ぶ者あり〕

○教育長 受け付けた日から12日までになるでしょうかね。内容が内容だけに、歴史上重要文化財になり得る可能性があるという内容もございました。したがって、このまま文化財保護委員の意見を完全に無視して、前にも言っていましたように、当初から公園にするという判断はあるわけですから、このまま無視していくという考え方もあったかもしれませんが、教育委員会としては、文化財保護委員、長年御尽力いただいている方の御意見でありますから、それについてはちょっと慎重に審議しようということで議論をしました。

そして、最終的に13日の段階では、そのときにはもう既に工事は行われている状況でございましたので、このままほかっておくとどんどん解体されてしまつて、内部調査で貴重な資料も得られないかもしれない、あるいは文化財保護委員の方は、本堂とか庫裏を保存することを提案されているわけありますから、そういうこともできないということもありました。したがって、一旦工事の中断を所有者に対してお願いすることが必要ではないかということでの教育委員会と市長との協議の中、あるいは関係部課長の中で協議をしたということでもあります。そして、そこでお願いをさせていただいた。

それから、文化財保護委員の方には、その任意の報告書の提出された内容について再度確認をしていただきたいなというふうに思いましたので、17、18日に再度、再調査という形になりますけれども、お願いをしました。当初は、3日間ぐらにかかるといふ話でしたので、じゃあ19日まで中断

させてもらうということで、お願いを所有者にさせていただきました。

現実には、17日、18日、2日間で調査結果が出ましたので、その調査結果を基に、再度、市のほう、要するに幹部会議でありますけれども、そこで協議をしました。その折に、一旦は保存もあり得るねという協議がされました。これは事実です。その中で、ただ、先ほど都市整備部長も出席しておりましたけれども、都市整備部としてはやはり解体で公園という姿勢は当然あったということでありまして、いろいろな再調査の中でも、重要文化財の可能性もあるようなことも指摘されていまして、先ほど申しましたように、一旦保存の可能性も含めまして検討をさせていただきました。それが19日の午前中の段階であります。

しかし、よく考えてみれば、やはり教育委員会としての考え方というのも、所有者が維持管理できることが前提の指定ですので、それができない。なおかつ、このまま買い取ったり、あるいは寄附を受けたりしたとしても、市として維持管理が今後永年に続くということは難しいという判断、それから公共施設再配置計画の中で新たな建物を保有するなんていうことは難しいというようなことから、最終的に夕方になるかと思っておりますけれども、一旦そういう残す方向を検討しましたけれども、最終的にはこれまでの考え方どおり、解体していただいて公園にしましょうという結論に。

〔「それが19日の話だね」と呼ぶ者あり〕

○教育長 19日の段階です。

先ほど、なぜじゃあ24日まで止めたのかという話になっていくわけですが、その段階で、やはり議会には十分に御説明をさせていただいていないということで、先ほど会派の代表の方にもちょっと事前にお話をしたというようなことがあるわけですが、事前説明会か何かであるんですけれども、全員の方に御説明できるのは24日だというふうにお聞きしましたので、じゃあ24日の段階で、この幹部会の中でも市長をはじめ、議員の皆さん方の御意見も伺うことも大事ではないか。ひょっとしたら議員の中には、解体しないで保存すべきではないかとかという御意見もいただくかも分かりません。あるいは、私どもが考えたように、一部資料として残していこうというようなことに御賛同と言いましょいか、報告に対して同意をいただけるような状況

もあるかもしれない。

とにかく議員の皆さん方の御意見を伺うために、建物がこのまま解体されてしまっただけではその結論が出ないでしょうということから24日まで、確かに5日間、19日から24日まで5日間の工事停止に伴う補償費が発生したことは事実でございます。24日の段階の報告において、そうした保存の方向の御意見がなかったということも含めて、翌日から解体の工事に入っていただくというようなことになったというのが経緯であります。27日には全員協議会で再度報告をさせていただいたということになります。そんなところでよろしいでしょうか。

- 宮田委員　ほかの部課長たちからの追加というか補足はないですか。
- 教育部長　経緯につきましては、教育長の述べられたとおりでよろしいと思います。
- 宮田委員　令和4年3月定例会のときに、更地にして土地を購入するというのを議会のほうとしては可決したわけですよ。保存のことは、だから3月定例会で認めていることなんで、解体をね。認めていることなので、これはもう賛成だろうが反対だろうが、議会で決まったことなんですよ。1人の反対者がいたから、その3月の可決を覆して、残さなあかんという議員さんはいないと思うんですけど、それでも24日に確認しないかんかったんですか。
- 教育部長　先ほど議員の皆さん方の御意見をいただいていた中に、解体、公園というのはもうもちろん3月定例会で議決いただいていますから、その方向でずっと進めてきました。先ほど掛布委員の説明の中でも、その間、調査をするという考え方も一切ありませんでした。しかし、先ほど述べましたように、文化財保護委員からの報告書によれば、そういう貴重なものがあると、本堂だけでも残してという言葉もございました。

したがって、公園として購入するに当たり、変な言い方ですけど、建物付きの公園で購入する、当然都市公園とはまた違って、歴史公園とか、そういう形になるかもしれないけれども、そういうことはあり得るんだろうかという内部での議論もさせていただいた上で、ひょっとしたらそういう御意見も出てくるのかもしれないなということでの考え方であって、市として

は、あるいは教育委員会としては、基本的には解体、公園、これはもう揺らぐものではなかったわけですけれども、一旦そういう文化財保護委員からの報告書によってちょっと議論をして、そういうことも検討したことは事実でありますので、それを御理解いただきたいと思います。

○石原委員　　ちょっと関連することで、全協の資料のときに、19日のところで、読みますけど、保護委員より調査報告書が提出される。午前中に報告書を基に幹部会議で今後の久昌寺について協議し、保護委員の見解「本堂だけでも残したほうがよい」により、その方向で検討する必要があるとの意見があったと、幹部会の中で。これは、多数の意見があったからそれを選んだのか、誰か分からんですけれども、一人でもそういう意見があったもんだから、この時点で一遍止まったのか、そこはどうなんですか。

○教育長　　実際には、私もそういう発言をさせていただきました。方針としては決まっているんですけれども、でも、そういう文化財保護委員の意見というのは、やっぱりそれなりに我々としては、文化財保護委員として活躍していただいている方でありますから、そういうことについての発言は私もさせていただきます。

ただ、先ほど言ったように、都市整備部長あたりは、やっぱりこれは当然公園で買うべきだからという御意見もありました。最終的には市長の判断であったというふうに思っておりますけれども、だけど、私もそこではそういう一部残すことは可能かどうかを検討する必要があるんじゃないかということとは申し上げたことはございます。

○石原委員　　言い方はちょっと変な言い方ですけど、今教育長、そして市長は同じ意見だったと。色気と言ったらおかしいですけど、ひょっとしたら残せるかもしれない、残すことも可能ではないかというふうに思ったということでもいいですか。

○教育長　　残せるものであれば残しても、文化財的な価値があれば、本当に文化財的な価値があれば残してもいいのかも分からないという考え方はもちろんあったと思います。ただ、当初から言っているように、教育委員会としては、もともとは歴史的な価値が仮にあったとしても、中の資料等々については頂くことはあるかもしれませんが、建物を本当に残していいのか

どうかというのは、その議論の中では、私も発言させていただきましたけど、なかなか難しいだろうということは考えながらも、文化財保護委員の意向を踏まえると、そんなことも議論したということでございます。

〔「それは議会を通過する前に話ししないかんよ、議会を通過しておるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○石原委員　　今さらですけど、当然お金が発生する。そのとき、誰か一人でも議長に相談するべきだと、これは緊急に相談するべきだという意見はなかったんですか、あったんですか。

○教育長　　19日の段階では、議長、副議長に対して、市長から電話をされたということは聞いておりますけど、内容までは確認しておりませんが、要するに議員の皆さん方に報告するというか、そういう議論をしていただく、意見を聞く機会を設けたいのというようなことを言ってみえましたので、議長、副議長に対してまず連絡をされたということは聞いております。内容までは確認しておりません。

○石原委員　　さっき聞いたんであれなんですけど、金額の話まではなかったと言われていましたので、そもそもそこでこの問題が生じちゃうんだと思うんですね。ひょっとしたら、ごめんなさい、僕の個人的な意見なんですけど、もともと議会に報告がないわけです。いとまがなかったとか、いろんなことを聞きましたけれども、全てがそこに僕はあるとっていて、民民でやっていて、ましてやそういういろんな状況があってやられたんでしょうけれども、これからちょっと話もあるかもしれませんが、僕らからすると、えらい日にちが空いているなど。市長が止めるまでの日にちが空いているだとか、どういう順序で来ておるか分かりませんが、ただ文書だけを見ていると、意外と時間があつたんじゃないかなとも思えるし、だけど結局何の報告もないというのが、今ここで問題になっているんじゃないかと僕は思うんですよね。それを今とがめても、そのときはすみませんでしたしかないんかもしれませんが、ちょっとこれでしか我々ははかれないので聞いているわけなんですけど、本当にこのお金が発生するという時点で、そもそもやっぱりそこは非常に問題だったんじゃないかなと私は思います。以上です。

○宮田委員　　教育長のお話から、教育部では、市が寄贈されても結局維持管

理できないから困りますよとおっしゃいましたよね。昨日、6月22日に生駒さんのほうからの抗議文が江政クラブに届いています。それで、5月12日時点から、久昌寺所有者は自分がお金をかけてまで残す気は全くないという記載があったんですね。教育部が寄贈されても残す気がない、所有者ははなから残す気はないということなんです。議会は、3月定例会に更地にして購入しますという話がある中で、誰がどんな権限で保存を考えたんですか、これは。

○教育長　先ほども言ったように、市長、副市長、教育長、それから担当部課長の会議では、先ほど申しましたように、文化財保護委員からの提案書といいたいまいしょうか、それを重く受け止めながら判断したということになります。〔「議会を動かすことは重くないの、議会を通過したんだよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　教育長、ちょっと矛盾しているんです。市がお金を出さん、保存に関しては。所有者は、金を出してまで保存する気はさらさらないと言っているわけですね。もう一回言いますが、3月定例会に更地で買うと言って議会で決まっているわけですね。もちろん当局の上程によってですよ。どこにも残すという選択肢がないんです。じゃあそこで幹部会で残すという結果が出た場合、所有者は残さんと言っておる、市は受け取らんと言っている、誰が残すんですか。

○教育長　基本的には、所有者のほうがもう維持管理できない。だから、私が寄附するから受け取ってもらえれば、それはそれでいいですよという話があったように記憶しております、メールなんかでも。だから、最終的には、もし市が歴史的な価値があると判断をしながら残すということになれば、もう市の判断になる。ただ、当初に議会で議決いただいているような状況とは変わってくるわけですから、歴史公園のような形になったかも分かりませんが、現実には先ほど申しましたように、解体、公園という線で最終的には結論が出たということになります。

○宮田委員　開示請求で明らかになっているのは、平成28年の頃からずっと江南市は受け取らないと言っているわけですね。さっき掛布委員がおっしゃったんですけど、何でこんなにきわきわに調査をするのかという話なんです

けれども、平成28年から今まで何年あるんですか、6年もありますよ。6年もある中で、一切合財調査する気が全くない。なぜかという、受け取る気がないからですよ。そういう話でしたよね。受け取ってまで維持管理はしないとやっている。

それで、文化財保護委員がある日突然やってきて、こんな調査報告がありましたんでどうじゃと言ったら、ぐらぐらになったんですよ。6年間全くもらう気がなくて、更地だったら購入すると言ってきてきたやつが、たったの一言でぐらぐらと来るわけですよ。これは幹部会で。ごめんなさいね。5月6日から12日の教育委員会での審査って、どんな内容が話されたかという会議記録ってあるんですか。

○教育長 会議記録はございません、その中での協議としては。教育委員会会議ではなくて、あくまでも事務局と私どもの内容で、これについてどういうふうに扱っていかうかということでありますから、その記録は残っておりません。

○宮田委員 先ほどの書類と一緒に、ちょっと腑に落ちるところがあるんですけど、腑に落ちません、私は。なぜかという、誰も引き取り手がないのにもかかわらず、保存の可能性を探ったというのは、いたずらに補償費を伸ばしているんじゃないのかなというのがどうしても頭から離れない、これは。百歩譲って、13日から19日は認めざるを得んのかなとは思いますが、20日から24日は全く分かりません、これはね。さらに言うと、もう繰り返しになっちゃうからいいですわ。じゃあこの質問はこの程度に収めますわ。何か腑に落ちんのだよな。

じゃあ市が払う必要があるのかという質問をあれですけども、手書きの書類がありましたよね。公文書の中のまずこれです。これは所有者の書いた手書きの条件書になるんですね。後ろのほうの方は見えないかもしれない、申し訳ない。

まず、文書の中身に入る前に1つ言いたい。文書というのは、宛先が書いてあって、日にちが書いてあって、書いた人の名前が書いてあって、文書の中身が書いてあって文書なんですよ、わかりますか。これは、日にちと書いた人の名前しか書いていなくて、宛先が書いていないんですわ。だけど、なぜかしら受付

印がしっかり押してあって、可児という名前が入っているわけですね。可児課長、普通手加えしてくれないんですか、教育長にとか、様へとか、市長様へとか。そういったのをカウンターで見て、受付印を押す前に、これは文書として成立しませんわと言って、可児課長は言わないんですか、言わなかったんですよね。何で言わなかったんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　すみません。それはちょっと言わなかったというか、言えなかったというところが現実的なところで、すみません。これは、市長と私が所有者の方と面談する中で、そのときに手持ちで持ってみえたということで、カウンターではないんですけど、そのときに私が受け取りました。指示をするということがそのときにはできなかったというところが現実的なところでございます。

○委員長　　これは、その場で書いたんじゃないで、書いて持ってみえたという形ですかね。中段の段が直してあったり、その場で書いたのかなと思ったんですけど、持ってみえたんですよね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　この書類については、私は、秘書グループのほうを受け取りをされて、それをまた渡されたという形ですので、いつ書かれたのかは把握しておりません。

○宮田委員　　分かりました。市長と可児課長がいたときに渡されたというのは分かりましたけど、これは文書として、繰り返しになるけど、誰宛かさっぱり、これは分かったんですか、可児課長は、誰宛かというのが分かったんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　本人と面談する中で、この書類は確認させていただいたので、これは書いてはいませんが、市教育委員会に対してということで確認しております。

〔「立ち会ったのは市長と可児課長だけだと言ったろう、今。教育長、部長はおらんかったんだらう。おかしいがね、そんなもん」と呼ぶ者あり〕

〔「教育委員会宛てなの、市長宛てなの」と呼ぶ者あり〕

〔「だって、市長、可児課長、これは相手誰なの、3人だ言ったがね、さっき」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　すみません、会議中でございますので、ちょっとお待ちください、

発言は。

- 宮田委員　それでは、これは、公文書という扱いでいいんですね。くどいようだけど、もう一回聞くけど、江南市の文書取扱規程の中に宛先が書いていないのは、文書として受け付けるんですね。その理解でいいんですね。再度の確認になります。

〔「部長に聞いてくれ」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員　部長、それじゃあ。
- 教育部長　本人と直接面談する中で、提出先につきましては、明らかに市に対しての内容の文書でありますので、宛先が書いていないからといって、これが市に出された文書ということでは言えないと思いますので、これにつきましては、公文書として該当すると思います。
- 宮田委員　今、宛先が書いていなくても文書として扱うというふうに聞こえたんだけど、それでよかったですよね。
- 教育部長　宛先が書いていないですけども、明らかに市に対して所有者から出された文書でございますので。
- 宮田委員　じゃあ明らかに市に出されたものだといって、こんなの水道部長なわけじゃないじゃないですか。水道部長やったら明らかに江南市なわけだもん。だから、宛先人を書くわけじゃないですか。だけど、今の教育部長のお話からすると、宛先が明らかだったら書かんでいいというふうに私は聞こえてくる。江南市の文書取扱規程の条文にしっかり書いてある内容なんですね。再度聞きますよ。
- 教育部長　すみません。文書取扱規程の内容は、ちょっと今確認しておりませんので、正式には答えられません。
- 宮田委員　じゃあ言い切ったらあかんでしょう、それ。何で言い切ったの。宛先が明らかである場合は、書かなくても文書として取扱うって今言い切りましたよね、確認もせずに。今、確認せんでも大丈夫かと言ったら、確認していませんと言うじゃないですか、部長どうなんですか。
- 教育部長　思われると言ったと思いますけれども、断言したというような認識はないんですけども、ただ書いてある内容から、教育部のほうへ出されたものだという事は分かりますので、それで文書受付をしたということ

でございますので。

○掛布委員 議案質疑の内容がいわゆるこの補正予算の本当の中身、この予算を認めていかどうかとか、この予算が出てきた根拠とか、背景とかから随分ずれていて、事務手続のミスの追及に入り込んでしまっていて、本当に本質的な審議がなっていないと思うので、すみません、もうちょっと軌道修正していただいて、質問の中身を変えていただけないでしょうか。委員からの要望です。

○石原委員 公文書開示請求をされた理由は分かりますよね。この審議をするために必要な資料として取り寄せたわけですよ。それに対して、今のちょっと発言はどうかと思いますけれども、これは特に大事な文書ですわ。お金を払う、払わないかという文書だから。それについて、宮田委員がずっと言われているところであって、僕が言うのもおかしいけれども、そんな言い訳じゃなくて、例えばそのときに自分で書けばいいじゃないですか、その人に言って。ちょっとこれではまずいんで、ここを書きますねとか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 すみません。先ほど説明させていただいた、市長と私が同席をして面談をして、その中でこの書類は、市長と私がいましたので、市と教育委員会に対しての書類ですねということは確認いたしました。ただ、そのときに、本来であれば、書いていただくようにお話をすべきなんですけど、なかなかそれがちょっと難しかったというか、それができていなかったというのが事実でございます。

〔「それを言えばいいじゃない」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 ほかの委員さんと意見の相違があるのはしょうがないと思う、思いますよ。ただ、じゃあこの文書間違いを放置して、いつこれは審議できるんですか。

もう一つ、補償の本質的なものと言うけど、本質そのものですよ、これは。これを本質じゃないと言ったら、何が本質になるんですか。認めるか認めんかの瀬戸際のことを私は聞いているのに、これが本質的じゃないと言うんだったら、何が本質的なんです。じゃあいいんですか、このままこの文書のまま流して。流していいんですかね、委員長どうでしょう。

○委員長 本質じゃないとは、何の発言も私はしていないんですけれども。

○宮田委員　　いやいや、何かほかの委員さんとちょっと意見の相違があるみたいなので、何か本質の話をしてくれと言って、私ずっと本質の話をしていきますけど。

○委員長　　だから、本質の話をしてくれと私は意見を言っていないですよ。それは掛布委員が言ったので。

○宮田委員　　いやいや。だから、私と意見の見解の違う委員がいるもんだから、私そうしたら萎えちゃいますよ、萎えちゃう。

〔「共産党議員としてあるまじき発言だな」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ノーコメントです。

ほかに質疑。

○宮田委員　　じゃあ本題に戻ります。

本題に戻る前に、これね、部長、言い切ったよね、あなた。言い切ったんですよ、部長は、これは文書として認めると言って。だったら、文書規程をちょっと調べて、抵触しないかどうか確認してください。それを要求します、まずは。

○教育部長　　確認させて、後で答弁させていただきます。

○委員長　　ほかに質疑は。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　今確認って、すぐに確認できるんですか。

○教育部長　　すみません、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長　　暫時休憩します。

午後 2 時14分　　休　憩

午後 2 時24分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　休憩前の宮田委員の質問に対して、相手からの文書について、宛先がないので、これは文書取扱規程上どうなのかという質問についてお答えさせていただきます。

江南市文書取扱規程につきましては、こちらから発信する文書についての規程でありまして、そちらについては確かに宛先の規程はありますが、相手方から受け取る文書についての規程はございません。

答弁が遅れまして申し訳ございません。

○宮田委員 ありがとうございます。よく調べていただきましたけれども、こういった問題が実際起きたわけですから、先ほどの例と同じように、教育部のほうから、これは問題提起していただいたほうがいいと思いますので、これは要望です。よろしいですね。

○委員長 では、要望としてよろしく申し上げます。

○宮田委員 続いて、こちらの工事の中断に関わる条件というのが1番から5番まで書いてあります。5月13日の受付で、記載も5月13日ですね。この条件を受け付けた上で、中断が開始されたのが13日ということからすると、この手書きの1番から5番の条件は、全て市側がのんだという解釈でよろしいでしょうか。

○教育部長 中断に関わる条件ですけれども、確認した上で中断をお願いしましたので、これについては市は承知しておるということでございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○宮田委員 今度は、5月9日から13日までの当局の詳細をお聞きしようと思ったんですけれども、先ほど教育長にお伺いしたときに、9日から12日に関しては教育委員会を開いていたということでしたよね。

[発言する者あり]

○宮田委員 6日から12日。実は、9日というのは重要な日で、5月9日から解体工事が始まっていますね。5月9日から13日というのは非常に大事な期間で、教育長は、先ほど6日から12日までは教育委員会ですったもんだとか話合いをしていたということだったんです。

そこでお聞きするんですけれども、教育部長にこの資料を最初に見たのは、教育長はいつだったんですか。

○委員長 教育長。

○宮田委員 教育部長。

○教育部長 中断の文書につきまして、いつ見たかというのははっきり記憶してはいないんですが、13日以降であるのは間違いないですね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今の書類というのはどの書類のことになりますか。

[発言する者あり]

- 宮田委員　　ごめんなさい。ちょっと私が頭がぼけていましたんで、5月6日に文化財保護委員の長谷川さんのほうから調査報告書というのが出ていますわね。教育部長がこの資料を最初に御覧になったのはいつでしたでしょうか、覚えている範囲で結構なんで、教育部長で。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　すみません。5月6日に頂いた報告書につきましては、時系列で説明します。生涯学習課では確かに5月6日で受付をいたしました。私が確認いたしましたのは、5月9日に確認をいたしました。その間、7日、8日というのは土・日なんですけど、9日月曜日に私が確認をいたしました。その際には、正直、久昌寺については3月定例会で解体、公園整備という予算がついておりました。また、市の方針といたしましても、やっぱり所有者が維持管理をしていくということがございましたので、私の判断で、まずは調査は難しいだろうということで判断をしておりました。これは、私は何の記録も残しておりません。
- その中で、新聞報道もちょっとありましたので、ちょっと遅れてしまったんですけど、教育長と部長には、ちょっと遅れてしまった中で、ちょっと何日かと言われると覚えはないんですけど、遅れてしまって報告と協議をさせていただいた中で、12日までかかってしまったというのが一応内容になっております。
- 宮田委員　　5月6日に受け付けて、課長が目を通したのが5月9日だとおっしゃいましたよね。そこから部長や、まさかと思うけど、可児課長より先に部長とか教育長が目を通していているわけじゃないですよ。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　私が最初に目を通しました。
- 宮田委員　　そうすると、先ほど教育長は、5月6日から12日まで教育委員会で審議していたんですよね。そうすると、これはつじつまが合っていると思うんですけど、可児課長が9日に5月6日の報告書を御覧になった。日には覚えはないけれども、それ以降に部長の目に留まり、教育長の目に留まっている。だけれども、先んじて教育長は、5月6日から教育委員会を12日まで開いているということによろしかったですか。
- 教育長　　教育委員会会議を開いているわけではなくて、受け付けた生涯学

習が要するに議論をしながら、私どもも一緒になってやったこの期間はどう
ですということでありましたので、それをお示しただけであって、実質、
私が直接入っているのは、要するに先ほど可児課長が言ったとおり、私ども
に見せていただいた、ちょっと記憶が曖昧ですけれども、恐らく12日とか11
日とか、あの辺のところでの議論になっていったと思います。だから、あく
までも教育委員会というのは、委員さんがいるような教育委員会という意味
ではなくて、事務局でそのものについて協議をしていたというか、あるいは
検討していたというふうに御理解いただければ。もしあれでしたら、答弁を
訂正させていただいても結構ですけど、6日時点では、あくまでも受け付け
たということを基軸にしましたので、そういうふうに御理解いただければ。

○宮田委員 答弁訂正していただかなくても、今の説明でよく分かりました
んでいいですけど、5月6日に届いて、5月6日に受付印が押してある。可
児課長が、今の説明だと5月6日にこれは御覧になっていない、受付印が押
してあるにもかかわらず、しかも課長印が押してあるにもかかわらずですよ。
土・日が7日、8日だったから9日に初めて見たと。9日っていったら、さ
っきもお話ししたけど、大事な日付ですよ。工事解体が始まる日ですからね。
長谷川先生というのは、5月9日から解体工事が始まるからということで、
急いで5月6日に持ってきたんじゃないんですか。可児課長、5月6日は何
をされていたんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 何をしていたかはちょっと分かりませ
んけど、5月9日から解体をされるということで、そのときに持ってきたと
いうことは分かりませんが、それは本人に確認をしておりますので。私
は5月6日に生涯学習課で受け付けたものについて、9日に確認をさせてい
ただいて、そこで受付印に私の印鑑を押させていただきました。

〔「5月9日に押したの」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼少年センター所長 私の印鑑はですね。それは押させてい
ただきました。

○委員長 ほかに。

○宮田委員 生涯学習課で受け付けたのは5月6日であり、可児課長が受付
印に自分の課長印を押したというのは5月9日ということによろしいですね。

市長のほうにこの資料が最初に行ったのはいつになりますでしょうかお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　市長にお見せしたというか御相談した日はちょっと覚えはないんですけど、教育委員会のほうでは12日まで協議をしたということですので、12日だと思われませんが、ちょっとはつきりは覚えておりません。

○宮田委員　恐らく12日じゃないかなと僕も何となく今の資料をずっと見ていて思うんですけども、市長はこの資料を見せていただいた後、どんな行動だったんでしょうか。いわゆる我々に説明をいただいたのは、緊急でかつ高度な判断というふうにおっしゃっているんですね。だから、12日、13日はどんな行動をされたというのは、分かる範囲でいいので教えてください。

○委員長　分かりますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　12日に報告したかどうか分かりませんが、12日に報告をしたのであれ、あとその後の行動については把握はしておりません。13日につきましては、私は午前中から同席をしておりましたので、市長のほうでも今の報告書を受けていろいろなことを考えておみえの中で、午後、所有者の方と面談をするということで決断をされたというところですので、あとは報告書でお示しさせていただいた関係部課長会議だとかという形で進めておりますので、市長はそれに出席しております。

○宮田委員　可児課長と市長が13日から同席されているということは、恐らく12日には見ているというような記憶というか、でしょうね、恐らくね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　はっきり記憶にないので、ちょっとはつきりは申し上げられません。

○宮田委員　公文書開示請求で公開された資料の5月16日作成資料、5月13日分の報告書ですね。久昌寺に係る関係部課長会議についてですけども、5月12日の電話での交渉記録が記載されていないのはなぜかというのはいかがでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　電話をおかけしたことは記載はしておりますけど、細かい内容までは記載はしてはいません。

○委員長　今どこの資料を見てしゃべっている。ちょっと把握ができません、こ

っちで。長尾議員の議案質疑のやつのをもらったやつ。

[発言する者あり]

○生涯学習課長兼少年センター所長　　ちょっと電話をしたというのは訂正させていただきます、すみません。

5月13日については、面談をしたということで記載はさせていただいておりますので、あとはその中のやり取りの中の記録はさせていただいております。

○宮田委員　　ごめんなさい、聞き取れなかったなので、もう一回お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　5月13日につきましては、所有者の方とお話をした内容について記載をさせていただいております。

○宮田委員　　分かりました。

次の質問へ行きます。

○委員長　　すみません。今ここで休憩を入れさせていただきます。

暫時休憩します。再開は55分をお願いします。

午後 2 時38分　　休　憩

午後 2 時54分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありますか。

○宮田委員　　そういたしましたら、なぜ工事再開が遅れたかということを中心に今度は質問させていただきます。

追加調査の結果、これは5月17日付で17日、18日の調査内容が書いてあったということで、19日に受付印が押してあることに関して、たしか長尾議員が指摘して、恐らく長谷川さんが日付を18日と書くべきところを17日と間違えたんだらうなという予測だったんですけれども、受付はまず郵送で来たの、窓口を持ってきたの。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　こちらは、19日の8時半とか9時に窓口のほうに持ってきました。

○宮田委員　　窓口を持ってきたと今おっしゃったよね。窓口を持ってきたんだったら、担当職員が中を見るのもどうかなとは思うんですけれども、やっぱり受付印を押すときに、これだけ近くに書いてあるんですよね、日付が。

17日、18日の調査結果に関して17日に報告しますってあり得ん話なんですよ。それを受付印が押してあるのが5月19日で、文書の日付の隣に書いてあるわけですよ。これは、またちょっとほかの委員さんから大目玉を食らうかもしれんけど、これはあっちゃいかんこと。

ちょっと話が長くなるかもしれんけど、私、実は介護事業をやっているんですわ。愛知県の実地指導というのがやっぱり数年にあるわけです。訪問介護とか、17日にサービスを始めた後に、19日にケアマネジャーからの計画書があったら、これは17日、18日のサービス分というのは返金ですわ。分かりますか。官と民だと官は民に対して非常に厳しい。また声が大きくなっちゃったね。官は民に対して非常に厳しいんですよ。だけど、官は、これは間違えたんですよ、えへへで終わっちゃいかんのです、だから。分かりますかね。

ケアマネジャーのほうの実地指導が愛知県から移譲されて、今市町村がやっているはずなんですわ。だから、市町村は市内のケアマネジャーの事務所に行って、日付を非常にチェックするわけですわ。ちょっとでも日付が間違っておるところがあると、これは駄目ですねと言いながら、最後の結果のときには、これは返金ですねみたいなことを平気で書くわけですよ。民間は血を流すわけです、これで、日にちが間違っておるだけで。

官がやったら、間違いですね、ごめんなさい、すみませんで終わったらいかんて。何度も何度も言っているんですけど、すみませんで済む話じゃないんですよ。これが民間だったら返金ですよ。分かりますか。17日、18日で調査をやったのに、17日の日付で書類を起こして、19日に受付をしているという段階で、これは官の責任なんですよ、受付印を押しているからね。

官は、間違えました、すみませんで終わるんだけど、民間だったら返金ですからね。これは肝に銘じてほしい。特に介護保険、医療保険もそうだけれども、保険収入のあるところは非常に厳しいんですよ。愛知県の実地指導があったりだとか、平気で書類を持ってこいと言うんですよ、市の担当職員の方も。片や健康福祉部では非常に厳しい民に対する指導を行っているにもかかわらず、教育部はごめんなさいで終われないということですよ。これは非常に重く受け止めてほしい。

〔「それを踏まえてどうするか聞いてみやあ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 はい、分かりました。じゃあこの文書はどうするんですか。訂正を依頼するのか、それともこのまま放置にするのか質問しますわ。

○教育部長 日付につきましては、恐らく文化財保護委員が勘違いということだとは思いますが。ただ、これを受け付ける際に、市のほうが本来気づいておれば、書類ももう一度出し直しということでは多分申し訳ないんですけども、せめて書き換えていただくとか、訂正でしていただくとか、そういったことは促すべきであったと思います。受付印も押しておるわけですから、当然ちょっと注意すれば気づくところでしたのですけれども、これにつきましては、今後もこういう事例があったということで、よく気をつけるよう徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮田委員 これは重いことだから、もう一回繰り返させてもらいますわ。

官から民には非常に厳しい。返金しろと言って普通に要求してくるんだ。それを官がやったら、すみません、これから気をつけますで終わるわけだ。これは本当に重く受け止めてもらわないと、民間はがっかりするとか、非常に重いことだということを常に頭に置いておいていただきたい。よろしいですか。

だから、今の部長の説明で、これは訂正をしてもらうのか、あるいは電話確認で事務方が直すのか、どちらでも僕はいいと思うんだけど、後から文書を見た人に分かりやすく説明しておかないと、こんなんでもいいのという話になっちゃうんで、これはしっかりやってもらわないかんと思う。よろしいですかね。

○教育部長 指摘のありました日付につきましては、文化財保護委員のほうへ確認いたしまして、市のほうで修正させていただくということでお願いしたいと思っております。

○委員長 このことがもう二度とないようによろしくお願いいたします。

○宮田委員 さすがいいこと言う、委員長。

そうしましたら、追加調査の報告書を基に5月19日に幹部会が開催され、久昌寺の建物は残さないと協議されておりますね、最終的に。当初、5月13日の久昌寺解体工事一時中断の要請を行った目的が、議案書に記載されてい

る報告書の確認や記録を残すためであれば、このような協議は必要ないはずなんですけど、なぜ建物を残すか協議したのかお答えいただけますでしょうか。これは繰り返しになっちゃうかな、ちょっと。

○委員長 先ほど掛布委員の質問した内容とダブりますのでよろしいですか、違う質問してもらって。

○宮田委員 分かりました。

幹部会では、追加調査報告書の内容で何を検討されたのか教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 5月19日に提出された調査報告書につきまして、庫裏の上がり口にのみの跡が見られるということで、天正時代の古材であると推定ができるということと、あと本堂が大正時代に建て替えをされているんですけど、こちらの大工技術が習熟した時期ということで、建物自体の評価ができるということと、あと本堂の小屋裏に天正時代の古材が残っているということで、これも拓本を取って確認しております。あと、つけ加えて文化財保護委員さんからは、本堂を残したらどうだという御意見をいただいています。

○宮田委員 その5月19日の幹部会で、なぜ久昌寺の本堂及び庫裏を残す協議をしなければならないのかとの指摘は出ませんでしたでしょうか。

○教育長 ちょっと意図が分からない部分がありますけれども、要するに幹部会議で協議したのは、先ほど言ったように、19日に提出された文化財保護委員の見解を基にいくと、本堂だけでも残すというようなことの提案もあったということで、協議としては行いましたということで、ただしいろんな御意見がありましたが、午前中の会議では少し残す方向も考えられるんじゃないかという議論がされたと。しかし、最終的に残していくのはやっぱり難しいという結論に至って、19日には解体の方向でいくというふうに結論になったということで、先ほどもこの辺のところはお話しさせていただいたと思います。

○宮田委員 協議結果は、追加調査報告書の内容には言及しておりません。この資料を基に、久昌寺の本堂及び庫裏を残したほうがよいとの意見はあったのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

〔「それ聞いたやん」と呼ぶ者あり〕

○教育長 先ほどお答えさせていただいたような気がいたしますけど、もう一度お答えさせていただければと思いますけど、いいですか。

○宮田委員 いいです。ありがとうございます。すみません。

幹部会の2回目の協議の結果で久昌寺は残さないと決定したようですね。この時点で、なぜ解体工事の再開をされなかったのか、もう一回……。

〔発言する者あり〕

○宮田委員 はい、すみません。

○委員長 大丈夫かな。

○宮田委員 大丈夫です。

○委員長 ほかに質問ありますか。

○宮田委員 議会への説明のための中断延長する場合に、追加で補償金が必要になるということは先ほどもお聞きしたんですけれども、なぜ急ぎのタイミングでもないのに、議長にその相談がなかったのかというのはさっき言ったな、はい、分かりました。

議会として、5月20日から24日の期間の補償金については、市が支払いする必要は全くない無駄金だと考えています。当局としては、この期間の補償金について、どのように認識しているのか考え方を教えてもらってもよろしいでしょうか。

○教育部長 19日から24日までの補償金につきましても、市から工事の停止をお願いしたものであり、市としては支払う必要があると考えております。

○宮田委員 すみません、もう一回お願いします。

○教育部長 19日から24日まで停止することですけれども、これに発生した損失補償金でございますが、これにつきましても、市が所有者に工事の停止をお願いしておりますことから、市が支払う必要があると考えております。

○宮田委員 そうしましたら、なぜ工事再開が遅れたかの質問に関してはこれで終了させていただきます。

続いて、支払いを急ぐ訳について質問させていただきますね。

私、今日朝からずっと質問しっ放しなんですけれども、これだけ質問があ

る内容というか、陳謝もしていただいたと思いますので、これだけ不備のある書類の中で、なぜ6月定例会に無理やりという言い方は変ですけど、上程されなければならない理由とかがあってあったんですか。もっと書類をしっかりとしてから上程しても遅くないんじゃないでしょうかね、9月30日までに支払ってほしいということが書いてあったわけですから。そこをちょっと。

- 教育長 支払いについては9月30日まで、これはもう十分に理解をしておりますし、しておりました。ただ、最初のほうで説明させていただいたんですが、所有者のほうからは、支払いの確約が文書でいただきたい、大至急いただきたいというのが24日の段階でございましたので、しかも25日までにはそのお知らせをいただきたいというような内容まで書いてありました。私どもといたしましては、お支払いするのはもちろん9月30日という末日でもいいわけですがけれども、その所有者の意向を私自身が少しでも早い議会での議決をいただくことではないかというふうに判断をして、いろいろミスがあって御迷惑をかけておりますけれども、例えば24日のメールが来た段階で議案の提出をしようというふうに考えたということで、本定例会で追加議案でもして認めていただければ、所有者に対して、議会で認めていただいたので、これだけを支払うことができますという文書でお示しできるのではないかというふうに考えたということが理由でございます。

〔「9月定例会が何日からか知っておるの」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員 確約のためということですね。

〔「9月定例会でも十分間に合うわ」と呼ぶ者あり〕

- 宮田委員 支払いに関しては9月末でいいけれども、確約は早く欲しいという。

- 委員長 確約が25日までに欲しいという話だったんですよ、先ほどの教育長の答弁だと。

- 教育長 開示請求してあったので、そのメールもお持ちではないかなというふうに思うんですけれども、その中には、所有者からそういうような意見があったということで私なりに判断をさせていただいて、少しでも早い時期に確約の文書を御提出できれば、所有者も御安心できるのではないかなと。もちろんこの後、契約を結びながら執行していくということになりますから、

時期的にはもう少しお支払いの時期は遅れるというふうに思いますけれども、そんなふうに考えたということでございます。

○委員長　ほかに質問は。

○宮田委員　議案質疑で、副市長が事務手続の誤りについて陳謝しました。教育長、教育部長に事務手続の誤りについて、その認識はあったんでしょうか、認識があったかどうか。

○教育長　当然いろいろな開示請求をしていただいた上でも、追加文書で請求されたりとか、日付の例えば起案日はあるけど、決裁日は抜けていたりとか、そういうことについては、本当に見て自分も恥ずかしくなるぐらいのことではございましたので、その認識はございました。したがって、本会議でも謝罪をさせていただいたという部分もございますので、今後一層気をつけていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育部長　同様に、文書の誤りにつきましては認識はありました。

○宮田委員　特に教育部長に関しては、教育行政の中では事務方トップだと私は認識しております。

それで、先ほどの規則の改廃というんでしょうか、これは教育部でこういった問題が起きたがゆえに、規則の改廃というものを提案してもらわなおかしいと思うんですよね。ただ、それは、委員外議員さんに言わせると、あなたの決めることじゃないということなんです。そうしたら、僕としてはどういうふうに聞くかというのと、このままトラブルの基になる条文のまま放置しますか、改廃する提案をする予定はありますか、お聞きします。

○教育部長　規則の所管課ともよく打合せしまして、こういった問題が起きたことについてはお知らせいたしまして、委員からはそのような御指摘があったことも踏まえまして、どのように対応するかについては、検討していく必要があるとは考えております。

○宮田委員　公文書開示請求において、5月24日のメールで久昌寺所有者から支払いの確約が欲しいと、5月24日のメールでいいんですよね。連絡を受けていますが、なぜその際に、9月30日の支払いでいいと、でも確約だけ早く欲しいと言っている人に対して、市の事務手続の流れや確約の意味というものを説明していなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、私が所有者の方に、電話ですけど、お話をさせていただきました。当然、これは5月13日の手書きの文書にてお支払いをしてほしいということでお話がありましたので、それに向けて市は事務を進めておりました。その中で、確約ということがありましたので、それについて私たちが確約できることといえば、補正予算に計上してお認めをいただかなければ確約というのは絶対できないので、それについては、所有者の方には説明させていただきました。

○宮田委員　いやいや、そのとおりですわね。そのとおりなんだけれども、そうすると、こんな書類の、ごめんなさいよ、言っちゃうと書類不備で、こんな急いだ議案質疑等々を余儀なくされたわけです。だから、確実な上程、例えば7月なり8月に確実にこういう理由でやることによって、裏づけというのか、確約に関しては若干遅れるかもしれないけど、役所とはそういうもんだというようなことで説明はつかなかったんですかね。説明して分からんような人じゃないと思うんだけど。

○生涯学習課長兼少年センター所長　これは、先ほどのメールの中でもありましたし、電話の中での話があって、早く確約が欲しいということがありましたので、早く確約というのは、私の中では、6月定例会で補正予算を上程するということが早く確約をするということで私は認識をしておりました。

○教育長　先ほど私も答弁させていただきましたけれども、書面で頂きたいということになりますと、やっぱりきちっとしたまさに確約なんですけど、電話で払いますよではなくて、書面で払うためには、当然議会で承認が必要でありますから、その辺のところ、私もできるだけ早い時期がいいということで、本議会の追加議案で出させていただいたということでございます。

○委員長　これもメールの中にありますけど、明日25日までに支払う旨の書面を御用意くださいと書いてあるんで、25日と指定されたということですよ、向こうから。

○宮田委員　25日までと書いてある、6月のね。

○委員長　5月、5月でしょう、これ。

〔「そのときの紙には5月25日と書いてあるよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　メールには5月25日と書いてあるんですよ、確約が欲しい。

〔「とっくに過ぎているよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　そうだよ、そうだよ、今6月だよ。

〔「もう終わっておる」と呼ぶ者あり〕

〔「だから急いでという話やね」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　待っておって。

5月25日までに確約が欲しいと言ったら、当然無理な話じゃん。

〔「それを説明しなあかんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　そうなの、それが言いたいの。

だから、説明をしないかんと思うの。どういう説明かというのと、市というのは、予算執行のためにこんだけの手続を踏まないかんのだよと。分かってくれない人じゃないわけだ。

〔発言する者あり〕

○委員長　　それ説明をされたんですよ。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　当然そのメールに対してのお話をさせていただいたので、5月25日までの書面の確約というのは当然できないので、私たちの確約というのは、やっぱり市の予算がつかないと確約ができないということで、当然その書面は出せませんという形ではお話ししましたし、当然手続はかかるというのもお話をさせていただきました。その中で一番早い確約として予算を上げるとしたら、6月定例会に上げるのが一番早いですよということはお話をさせていただきました。

○宮田委員　　それはすごくよく分かる話で、今のはすごい腹に落ちましたよ。落ちましたけど、だからといって、陳謝を求めているわけじゃないから誤解しないように聞いてほしいんですけど、結果こんだけぐだぐだな書類になっているわけですね。言葉が悪かったかな。不備だ、不備。不備のある書類作成になっちゃったわけなんですよ。だから、先方に譲歩というか、先方の気持ちに立って意に沿うということは非常に重要なことだと思う。だけれども、それによって、行政の事務手続をゆがめてまで、いわゆる書類不備、行政手続、行政の執行というようなことですよ。そういったものをねじ曲げてまで急がないかんことだったんですか、もう一回確認したいと思うんですけど、そこまで強い内容だったんですか。

○教育長　　当初から13日の段階で、先ほどの手書きの文書ではありませんけれども、市長室へ所有者がお見えになって、そして市長のほうからもそういう話をさせていただいて、お願いをさせていただいたということでもありますから、私どもとしては、緊急性はあったというふうに、重要性があったというふうに思っております。特に民民の契約の中でお願いをしていくということになりますと、先ほど言った補償費はもちろんかかってくるでしょうし、普通ではあり得ないことでありますから、そこをお願いしていた、そして御理解をいただいたと私どもは思っていますけれども、当然感覚が違うかもしれませんが、協力をしていただいて工事を差し止めていただいたということに対しましては、敬意を表するべきだというふうに認識をしておりましたので、できるだけ早い時期での確約を進めていきたいというふうに思っておりました。

○宮田委員　　教育長、今腹に落ちましたので。

ただ、一番駄目なのはゆがんだ行政手続だと今でもやっぱり思います。レアなケースですよ。民民の間に官が入るわけですから、当然相手に迷惑をかけないように全力を尽くす、これは当たり前の話だから、すごく今腹の中で落ちたんですけど、だからといって。

〔「かといって間違っているということはないよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　ないんです、ないんですね。だから、今回のことがどうかというのはさておきますけれども、今後このようなことがあったときに、やっぱり再発防止には非常に留意してもらいたいし、教育部でこういったことが起きたというのは、やっぱり幹部会で全部、全課にこういった問題が起きたからこういうことに注意せよということを行わんといかんと思う。

大分前の話になっちゃう、6時間ぐらい前の話になりますけど、私言わせてもらったんですけど、草刈りのことがまだ半年前の話なんです。そのときも、全職員に通知して改めますと言ったばかりなんです。ところがやっぱり行政手続がゆがんじゃったわけですよ。今の教育長の話で分かりました。レアなケースで、民民の話で官が介入しちゃった以上は、信用のためにやらないかん。でも、信用のために行政手続がゆがめられるというのはあってはならんことなんです。

だから、再発防止をしっかりとやっていただかないといけないし、今の話で、本当は半年前にもうみんな注意している段階のはずなのにもかかわらずこうなっちゃったということは、非常に重く受け止めてもらいたいですね。さっきの話、官は民に対して非常に冷酷なことを言いますが、官と官ってそんなに甘いのかという話になっちゃいますからね。ここは本当に非常に重く、本当に考えていただかないとあかんと思いますので、今後も引き続き注意喚起のほうをお願いしたいと思います。

○教育長　質問ではないかもしれませんが、昨日幹部会議が開かれまして、副市長のほうからも、その点については部長のほうにもきちっとするようにという指示がございましたし、指導がございました。私も、今回の件については教育部の問題でございますので、私のほうからも、特にメールの受信といいましょうか受け取りについては、やっぱり確実に毎日メールを見て、そして受け付けていくということをきちっとしないといけないよという話も幹部会の中ではさせていただきました。もちろん生涯学習課を含めて教育部の中でもその辺のところは徹底をさせていきたいというふうに思っておりますので、確かに十分に重く受け止めておるつもりでございますので、よろしく願います。

○宮田委員　教育長、ありがとうございます。本当にそうなんですよね。

幹部会でお聞きになった部長たちは、確かになるほどねというのはあったと思うんですけども、やっぱり部長から課長に下ろして、課長から下の職員まで行き届いて初めて全職員に周知になりますし、課長の預かり知らんところで、さっきの受付印を押しちゃったら、それでまたその課長がそれを見落として課長印も押しちゃったら、ダブルチェックミスですわね。

これは決裁じゃなかったからいいんですけど、そのまま部長と教育長に上がって行ってぼんぼんと押しちゃったら、全員めくら印という話に言われてもしようがなくなっちゃうわけですから、これは教育部を一例にしたんですけども、本当に全部に行き渡る、浸透するようにということをやっぱり教育部長のほうから、今回こういう経験をしたからがゆえに、幹部会で強く、副市長が言った後に、やっぱり強く言っていただきたいなという案件だと思います。それが重く受け止めて、全職員に周知してもらおうということにつな

がると思いますので、ぜひこれはお願いいたします。要望です。

そうしましたら、次が5月13日の時点で、久昌寺所有者から工事中断に伴う補償金を市が負担する条件をつけられた際に、認識合わせを行っていたかいなかったかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

〔「確約の手続なんですね、確約の市の流れ」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼少年センター所長　　5月13日の所有者からの書類につきましては、市長、私が面談をした中での確認もいたしております。支払いについては、特にそこで文書を、契約を交わすことは当然できないので、口頭での確認ですが、あれを文書として受付をさせていただいて、こちらは払う予定があるということの意思表示はさせていただいたつもりでございます。

○宮田委員　　次行きます。

支払いの確約に関連して、6月20日頃に可児課長から久昌寺所有者に電話をし、同所有者から、口頭で確約書は出ないが、市が必ず支払うといった交渉を行っていると聞いています、私はね。久昌寺所有者のほうから、もう一回言いますよ。6月20日頃に可児課長から電話が来て、口頭で確約書は出せないが、市が必ず払うといった交渉を行っていると聞いています。これは事実ですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　すみません。特に所有者といろいろメールをやり取りする中で、これは私の責任であるということもあるんですけど、電話でのやり取りということで、いろいろ捉え方が結構違っている部分があって、昨日もメールのほうがあって、私がこのように説明をしたということで、今の確約の話をさせていただいた中で、どこが違っていますかということとはメールで送らせていただいたんですけど、それについての回答がちょっと得られなかったので、実際私が本当にどうやって説明したのか、相手がどうやって受け止めているのかというのはちょっと確認できていないので、私が説明した内容については、先ほど確約については、補正予算が認められなければ確約ができないということはお話はさせていただいたつもりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑は。

○宮田委員　　大きな問題、今度は書類の不備に関してですね。民間同士の取

引に対して、指導を除き地方自治体が介入した場合、今回の場合ですね、指導じゃないということですからね。どのような行政法律、条例、罰則に抵触するのかというのはございますか。要は、さっきもちょっと聞いたんですけど、民民のところには行政が介……一般質問で言ったか。

〔「そういうルールはないということです、していいというルールはないですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ないと言ったね。誰の一般質問、誰だったっけ。

〔「長尾議員さんの一般質問で」と呼ぶ者あり〕

○教育長　　いいですよ、質問していただければもう一遍答えますから。

○宮田委員　　じゃあ申し訳ないですけど、もう一回じゃあお願いできますか。

○教育部長　　公共が民民の契約に介入するということはできませんので、できるというような根拠みたいなものについてはございません。

○宮田委員　　私さっきも聞きましたし、今ここでもお聞かせいただいたんですけど、そうすると、さっき教育長にお答えいただいたかな、どういう権限で御協力いただいたのか。

○教育長　　どういう権限でと言われても権限はないわけで、あくまでも所有者に対してお願いをする、あるいは御協力をいただくということしかできません。だから、例えば協力できない、依頼は受けられないと言われてればそれまでだったというふうに思います。そういうふうに我々は判断をしておりました。以上です。

○宮田委員　　3月18日、秘蔵品の調査に当たり、文化財保護委員1名に随行をお願いしたとありますが、公文書開示請求において、依頼に当たっての調査内容、調査項目、調査結果、提出期日、依頼人と提出先、受取人が分かる依頼文書の御提示がありませんでした。文化財保護委員に随行をお願いする場合、依頼文書を作成せず、口頭のみで作業依頼をしてもよいという条例や規則はあるんでしょうか。また、口頭での依頼は、どのような条例や規則に照らし合わせて実施されたのか、今回の対応はどのような違反があったのか教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　まず3月18日ではなく、3月17日でございます。

3月17日に、以前より所有者より建物の瓦、また建物の中にある扁額というのを寄附の申出がありましたので、生涯学習課の職員と歴史民俗資料館の館長が現場に確認するために、歴史民俗資料館の館長からそういう御提案がありましたので、文化財保護委員さんの随行をお願いしたものです。書類については、特に残してはおりません。

これについての規定ということですが、確認しないと分からないんですけど、今のところ私はないものと考えています。

○宮田委員 5月17日、18日の追加調査について、依頼文書を作成せず、口頭のみで作業依頼をしてもよい条例や規則はありますでしょうか。また、口頭での依頼はどのような……。同じですね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 先ほどの答弁と同様でございます。

○宮田委員 既に質問している行為ですけれども、5月19日及び20日に江南市から生駒さんに対して、一時中断分の費用について、電話で6月定例会で補正予算を組んで必ず支払うので、解体工事業者からの見積りを出してほしいといった交渉をしています。また、公文書開示請求で取得した資料に、該当の交渉記録がありません。なぜこの交渉記録が作成されていないのか。これは、この交渉自体が問題ある行為だと思われるから、意図的に交渉記録を作成していないのではないかなど、疑って見るわけではありませんけれども、当局としてどのような認識を持っておられるのか質問させていただきます。

○生涯学習課長兼少年センター所長 5月19日、20日ですね。そちらのほうにつきましては、まず5月19日というのは、市の方向性が決定した日ということで、まずその日に何を私が行ったかということ、工事の中断の延長という形で所有者のほうに連絡をいたしました。その中で、その時点では補償金について金額が確認をされていませんでしたので、当然市のほうが払うということで予定をしておりましたので、金額が分かれば教えてほしいということは電話ではお伝えいたしております。交渉記録としては、電話をしたという記録は残しておりますが、そこまで細かい内容を残していないということであれば、私の不手際であったと考えております。

○宮田委員 市のほうで払うと言ったの、そこで。

○生涯学習課長兼少年センター所長 5月13日の書類に基づいて払う予定は

あるということでお話はさせていただきました。ただ、先ほど言った確約ということではありませんので、それについては、そこまではお話ししておりません。

○宮田委員 5月19日の幹部会議に提出された江南市担当記者宛ての文書について。

今後の対応の記載で、本日のところは方針決定に至らず、引き続き検討を行うと書かれています。同日の幹部会の報告では、しっかりと久昌寺は残さない結論が出ているにもかかわらず、なぜこのような記者報告をしているのか、記者への、見ようによってはですけれども、虚偽説明と思われるが、見解をお聞きしたいと思います。また、このような事実と異なる情報を報道各社へ情報提供する行為はどういったことなのかというのをお聞きします。

○委員長 今の質問はそれで大丈夫ですか。

○宮田委員 大丈夫です。

○生涯学習課長兼少年センター所長 これも繰り返し説明をしている内容になりますけど、5月19日の幹部会議の方針につきましては、あくまでも方向性に至ったということで、教育長のほうからもいろいろ幾つか説明をさせていただく中で、議会のほうへの説明がしていないということで、記者のほうには市としての、方向性は残さないということにはなりましたが、方針決定につきましては、あくまでも24日の全会派合同説明会で報告した折に、記者のほうにはしっかり伝えていきたいとは考えておりました。

○宮田委員 同幹部会議に提出された宛先が黒塗りにされている資料について、この時点で市が黒塗りの相手に対して、工事の一時中断に係る費用については、市が負担することになりますとしっかりと書いてあります。なぜこの資料を幹部会議に出す前に議会に諮られていなかったのか、また市の歳出について、議会へ諮る前に取引相手に確約する行為については、どのようなことなのかというのをお聞きしてもよろしいでしょうか。

〔「議会に諮って、支払うことを確定しますならいいよ」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼少年センター所長 これは、私、所有者とお話をする中で、工事業者にも一度説明をしてほしいということで、工事業者にお話をちょっとさせていただきました。工事業者からも確約という話がありましたので、

これは幹部会議にはお示しをして御協議はいただきましたけど、最終的にはこちらの文書は出してはおりません。私個人の考えということで提出をさせていただきます。

〔「そんなこと個人でいいの、課長個人で」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 5月23日の幹部会議題について、伺いとして提出された久昌寺の文化財調査及び今後の対応についての資料についてお聞きします。

幹部会議の開催日は5月23日だけ、該当資料の2ページ目の中段やや下に、5月24日の結果が記載されているのはなぜか。さっきと一緒にですけど、23日付の書類に24日の内容が書いてあるということなんですね。また、このような決裁文書の資料の内容に不整合がある場合、どのような違反があるかというのを教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらの幹部会議に出した資料につきましては、5月24日の全会派合同説明会で出す資料について、幹部会議で諮ったものです。ということで、こちらについては、5月23日に幹部会議をやっておりますが、これはあくまでも5月24日に全会派合同説明会でお示しをする文書ですので、日付についてはその日付が載っております。

○宮田委員 んん。

○生涯学習課長兼少年センター所長 もう一度言います。

5月23日の幹部会議の議題について、久昌寺の調査及び今後の対応についてという文書で、その日付が5月24日になっておりますが、こちらは、5月24日に全会派合同説明会に出す資料を幹部会議の中で御協議をいただくために添付した資料ですので、日付としては問題ないものと考えております。

〔「違う違う、これ。違う資料が出ておる。24日の結果が書いてあるじゃん、もう伝えたって、裏に。資料が違うんだよ」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員 私の質問は以上で終わりますので、今度は、私の質問でちょっと聞き切れなかったところは、多分委員外議員さんが聞いてもらえると思うんでお願いいたします。

○委員長 ほかに質問はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、内部の委員がないようであれば、委員外議員ですね。ちょ

っとお待ちくださいね。

長尾議員から、本件に対して、委員外議員として発言したいとの申出であります。発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議がないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 先ほどの宮田委員の最後の質問の続きです。

24日の資料だと言って議員に説明された資料ですけど、裏面の24日の結果が書いてあるということは、議員のほうの説明資料にはありませんでした。ということは、あからさまにこの説明資料は、今言った答弁と違うことになります。どのようなことか説明してください。

○委員長 言っている意味が分かりますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 すみません。こちらの資料は、間違った資料がついているということです。すみません。申し訳ございませんでした。

○長尾議員 公文書開示請求したやつやろう。公文書開示請求したやつに手渡した資料だから正しい資料ですよ。

○委員長 委員長の指名後に発言。

○長尾議員 申し訳ございません。

公文書開示請求して出された資料なので、正しい資料だと私は認識しておりますが、うその資料が出されたということでもよろしいでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 すみません。うその資料というところとあれですけど、間違えておりました。申し訳ございません。

○長尾議員 明らかに違う資料が出たということは、公文書開示請求の開示違反だと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「虚偽だ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ちょっとこちらで課長が答えます。

○生涯学習課長兼少年センター所長 開示請求の違反になるかどうかは、私のほうからはちょっとお答えができませんので、よろしく願いいたします。

○長尾議員 よろしく願いしますじゃなくて、確認してください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 確認してお答えいたしますので、お時間をいただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩します。

午後 3 時46分 休 憩

午後 4 時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 休憩前に質問を受けました5月23日の開示請求を受けた書類につきまして、今課のほうに戻りまして確認いたしましたら、5月24日の記述がないものが決裁にはついておりましたので、理由は分かりませんが、違う新しい書類がついているものだと考えております。

質問を受けました情報開示条例につきましては、罰則規定がありませんので、問題としては、江南市コンプライアンス行動指針の法令を遵守した適正な事務の執行に背いて事務を行ったということになるということだと思っております。

○長尾議員 結局、よくない手続を含めてしたということで、改めて正しい文書の公開をお願いします。

では、本題に近い話をしていくのかな、いこうかな。

本題の話で、今回上程に当たり手続がよろしくないという内容で上程されましたと、20日に。そこでお聞きしますけれども、過去に江南市において、このように適切でない手続によって上程されたケースがありましたでしょうか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 把握しておりません。

○長尾議員 確認をお願いします。でないと、こちらで通せるかどうか議会として判断できません。

〔「ちょっと質問の論点がずれると思うんだけど」と呼ぶ者あり〕

〔「いや、採決するかしないかの話ですよ、上程が正しいかどうかの話」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午後 4 時08分 休 憩

午後 4 時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○長尾議員 では、先ほどの質問は議会最終日まで確認しておいていただくということで、全議員に結果を教えてください。

では、公文書開示請求で頂いた資料から幾つか質問をさせていただくんですが、6月22日に受付されました久昌寺所有者さんからの抗議文というのが2つほど市に届いており、受付されているかと思います。その中で話がありまして、幾つか読みながらその内容について質問していきます。

まず議案質疑の中で、教育長が久昌寺所有者が一刻も早く違約金の支払いをしてほしいと希望していることからという内容で言われていました。これは、先ほどの御答弁にありましたように、5月24日に確約が欲しいというメールを受けてのこともそのように言われたかというふうに認識しておりますと久昌寺所有者さんが、それは議会中継を見ていたわけではなくて、見ていた方から詳しく内容を聞いたというケースで、当局の皆さんは抗議文を持っていますよね。

そこで、久昌寺所有者は、これは私のせいにされていると。私が早く欲しいと言ったから、正しくない手続を上げて上程したと。所有者は、支払いについて、私から急いでほしいという要望は一度も言っていません。私がいな場所私私のせいにしないでくださいと、議場で教育長が言われた言葉に対して全面否定、激怒して言われております。そのような内容が抗議文として出しますということを出されています。

あと、続いて言いますと、支払いを急ぐあまり事務手続が正しく行われていないとの話がされ、副市長が謝罪していました。私が言ってもいないことを理由に、正しく行われていない手続で支払いを決定したようなお金を私は受け取れません。9月末までを条件とした支払いをするのに、このような正しくない手続を行わないといけないのでしょうか。正しい手続の下、正しく審議してもらい、その上で9月末までにお支払いくださいと記載されています。

この文書に記載していない内容の中で、確約という言葉は確かに欲しいというのはメールで送ったけど、あちらの言い分としては、可児課長が5月19日、20日頃の電話の中で、確約の紙は出せないけど、支払いをするから、先

に解体業者のほうにお金を払ってほしいと言われたと。先に払ってほしいと。払ってもいいですよと、確実に払うからと言われた言葉を、その言葉だけでは信用できないので、そこまで言われるなら紙を下さいというふうに至った経緯があるというふうに言われております。

先ほど言われたように、交渉記録はないということなので、どちらが正しいかは分かりませんが、しかも、この話を受けてなんです、その5月24日のメールが起点となって手続を急いだのであれば、事前にしっかりと話をしていただければ、こちらは確約書については待てる意思は十分にあったと言われております。

だから、結果的には、急ぐ必要は全くなかったという結論づけることができるわけであります。このような中、教育長は、相手側に対して一刻も早く出してあげたいと気持ちが働いていましたが、宮田委員からの質問にもあるとおり、なぜ説明しなかったのか。可児課長が説明したと言われましたが、相手には全く伝わっていないということであります。このような状態で、先ほども言ったように、正しくない手続のお金はもらえませんかと言われている状況下、この後どのようにされるのでしょうかお尋ねいたします。

○委員長　この抗議文に対しての質問ですよ。

○長尾議員　はい。抗議文を受付されていますよね、当局で。

○委員長　これ、ちょっと私も初めて今見まして、こんなのがあったんですね。

○教育長　まず、今長尾議員のほうから話がありましたが、これは所有者が確実にお聞きになった上での抗議というふうに捉えればよろしいですか。何か違うような発言をされましたが、聞きづてですか。

長尾議員にちょっと確認をしたかったので、この抗議文に出てきている久昌寺所有者が私が言った一刻も早く違約金の支払いをしてほしいという希望をしていることからと言いましたが、支払いについて、私から急いでほしいという要望は一度も行っていない。これは、所有者からの言葉ということではよろしいですか。

○長尾議員　休憩してください。

○委員長　これは、所有者からの抗議文でしょう。

○教育長　それを述べられましたので、分かりました。

そうしましたら、私も実はこの間の本会議の議案質疑の折に、長尾議員からも御質問がありましたので、私も自信がなくて、どんなふうにしやべったのかなと思っておりましたけれども、私自身の答弁の聞き取りといいましゅうかテープ起こしの中では、やはり所有者の方からも、あるいは解体業者からも、できるだけこの支払いについては早く確約してほしいというようなお話がありましたというようなことは申し上げております。だから、もう一度同じような質問がございましたので、これについても、できるだけ早い段階で所有者に対して損失補償を確定しなければならないというふうに判断をして、今回の上程につながったものですよというようなことは発言をさせていただいているということはテープ起こしの中で確認をさせていただきました。

しかしながら、こういうふうに捉えられてしまったということであれば、これは本当に申し訳ないなど。確かに所有者からは、早く支払いをしてほしいということについては、メール等々でも確認はされません。あくまでも確約をしてほしい、支払いは9月末までということについては確認しておりますので、もしそういうことで所有者の方が心を痛められたということであれば、おわび申し上げたいというふうに思っております。

あとのことについては、副市長の謝罪につきましては、あくまでも全般を見て、事務手続の状況の中で副市長が謝罪をされたものというふうに思っております。

正しい手続の下に正しい審議をしてもらい、その上で9月末までにお支払いくださいというような抗議でございますけれども、当然9月末までにはお支払いしたいというふうに思っておりますので、正しい手続をしたつもりでございしますが、若干不備があったということであれば、その辺のところは十分に精査をしながらお支払いをしていくことになろうかなというふうに思っております。

○長尾議員　いやいや、教育長、うそを言ってはいけません。正しい手続をしたつもりじゃなくて、初めから24日にないままやっているじゃないですか。自分の指示の下やったと最初に答弁されておるじゃないですか。正しい手続をやったつもりなんて、そんなことを言わないでください。全くおかしいと

思います。最初の答弁と違ってはいますが、どちらが正しいんですか、お尋ねいたします。

○教育長 当然正しいと思って手続をさせていただいておりますけれども、やっぱり本日の委員会の中でもいろいろ御指摘をいただいておりますから、不備な点も当然あったかなというふうに思いますので、その辺のところは精査させていただいて、所有者に御迷惑をかけないような形でお支払いはしたいという思いでございます。

○長尾議員 再確認します。

所有者に迷惑がかからないと言いながら、既に迷惑がかかっています。何度も繰り返しになりますけど、このようなお金を私は受け取れませんとまで書かれているわけでありまして。もう話が進まないの、御本人さんを参考人として呼んでいただいて、しっかり思いの丈をお聞きしたいと思いますので、参考人招致をお願いできますかね、委員長。

〔「それはあかん、委員外議員だで」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員 ああ、委員外議員はできないんだ。

〔「提案はいいよ」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員 提案したいと思います。

○委員長 提案ですね。

ちょっと暫時休憩させてください。

午後 4 時 18 分 休 憩

午後 4 時 43 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

参考人という話が今議員からありましたけれども、参考人のことに関して、まず委員内の議員のほうから、参考人を呼ぶという意見がないことには議論ができないので。

〔「委員長、一言言っていいですか、まずいですか、委員の意見を聞く前に」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ちょっと待つて。まずこちらのほうを聞きます。

○宮田委員 直接の当人である久昌寺の代表の方がお見えになられるということであれば、やっぱり今これは社会的関心が高いというのは僕は再三お話

しさせていただいたし、非常に今ゆがんだ手続というのでも出てきていることなんで、お互いのそごがあるんだったらもうここできれいにして、きれいにした上で採決という流れのほうがやっぱりきれいな流れだと思います、私はね。直すべきところは直し、改めるところは改め、何としても一番保護しないかんのは久昌寺所有者なんです。だから、やっぱり今もうお話のとおり、お越しただけのんだったらお越しただいた上で、洗いざらいお話をいただいた上で、最終的には保護というか約束を果たすということがいいと思いますので、お越しただけのものだったらお越しただきたいと思います。

○委員長　　今、宮田委員より、参考人として久昌寺所有者をお呼びしたいという御意見がございました。

野下議員、この関連の話ですか。

○野下議員　　はい。

よろしいでしょうか。

○委員長　　どうぞ。

○野下議員　　ありがとうございます、委員長。

途中で申し訳ないですね、委員長に許可を得ましたので。

今日のこの質疑をお聞きしておまして、前回からの。今回これが上程になったということは、かつ正規の手続を踏むことなくということはもう認めていらっしゃいます。なぜ今回こういう手続で入ってきたかということの根本は、議案質疑から今日の答弁がありましたけど、所有者の方が早く支払いをしてほしいということが、思ったということも含めて前提にあるんですよ。だから、今回イレギュラーの状況で出していっちゃったということを僕は認識しています。

ただ、先ほどの長尾議員のお話の中で、この抗議文の中で、その所有者の方はそうではないということを書いていらっしゃるんです。だから、どれが本当かというのが分かんないんですよ。もし、それがそうであるならば、この議案の上程というのは、全く成り立たないと私は思うんですよ。だから、可能であれば、やっぱり御意見をお聞きして、どうなのかということが必要じゃないかなというふうに思いますし、これは非常に住民の方も関心が高くて、これは分かりませんが、今後住民監査請求ということも十分に考えられ

る事案じゃないかなと思うんですね。

だから、私監査委員をやっていますから、どうするんだということも考えられますので、ここは本当しっかりとそういうところも精査してもらってやったほうが私はいんじゃないかなと思いますし、9月末までということをやさっきも教育長がおっしゃっていたわけだから、今回じゃなくてもまだ間に合うんじゃないかなというのが意見としてちょっと申し上げたいなと思います。

○委員長 意見としてお聞きいたしました。

そうして、先ほど宮田委員のほうから、久昌寺所有者を参考人として呼びたいという御意見がございました。

ここで当委員会において決を採らせていただきます。

○掛布委員 もし、参考人招致ということになった場合、議案質疑の参考にするためということですので、少なくとも明日中には来ていただけないと議案質疑に役に立たないということになりますので、そういった場合どうするのかということも含めて考えていただく必要があるかなと思います。ちょっと無理だったら、もう諦めるしかないと思います。

○委員長 ごもつともだと思います。

基本的に、無理だと、本人が行けないのに来いというわけにはさすがに言えないものですから、かといってこちら日程等々ございますので、無理かどうかというのはやっぱり聞いてみないと分からない。その前に、まず呼ぶか呼ばないかというのを聞いてからじゃないと、その後の話になると思いますので。

じゃあまず先に、この委員会内のほうの参考人として、久昌寺所有者をお呼びするかどうかというものの採決を採りたいと思います。

お呼びすることに賛成の方、挙手のほうをお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 全員という形、多数により、お呼びするということに決定いたしました。

先ほどの掛布委員の久昌寺所有者の日程等々ございますので、その確認はさせていただきますが、まず委員会のほうも進めなくてははいけません、こち

らの委員会のほう……。

〔「委員長、一遍休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午後 4 時49分 休 憩

午後 4 時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど久昌寺所有者を参考人として呼ぶという、全員一致で決定いたしました。議長のほうに、これに関して要請を委員長としてさせていただきます。

今日なんですけれども、まだまだ議題の途中ではありますが、時間的に5時もう近くなっております。質疑の途中ではありますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日24日金曜日、午前9時半から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時52分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 片山裕之